

公募研究シリーズ

⑫

**社会的排除と高等教育政策
に関する国際比較研究**
～高等教育の経済効果の
視点から～

高屋 定美

関西大学
商学部教授

西尾亜希子

武庫川女子大学
共通教育部講師

全労済協会

発刊にあたって

格差という言葉が巷に溢れ、勤労者を取り巻く環境は依然として厳しく、雇用や社会保障の脆弱さ、地方経済の疲弊、地域社会の形骸化など課題が山積したままです。

しかし他方では、このような現状に果敢に立ち向かう人々も増え、地域福祉のあり方が注目を集めるなど、人々の社会への主体的な参加と、社会的排除のない共生の社会づくりへの努力が始まっています。

当協会では、2008年度の公募委託調査研究テーマを「希望のもてる社会づくり～参加と共生をつうじて～」とし、希望のもてる社会の実現への道筋を明らかにするべく調査研究の募集を行いました。

本報告書は、多数の応募のなかから採用させていただいた関西大学商学部教授 高屋定美氏、武庫川女子大学共通教育部講師 西尾亜希子氏による「社会的排除と高等教育政策に関する国際比較研究—高等教育の経済効果の視点から—」の研究成果です。

本研究では、2006年以降、日本経済・社会における格差に対する議論が盛んとなり、経済危機を迎えた現在、格差を取り巻く状況は一層深刻になりつつあるとの認識をふまえ、「本来、格差問題として議論すべき問題は、グローバル化、技術革新といった経済社会環境の変化による日本の経済社会の構造変化がどのような社会問題を引き起こし、それに対してどのような社会を制度設計すべきなのかという点である」とし、所得面だけではない格差—社会的排除や教育にも焦点を当てています。

具体的には、社会的排除対策の意義を検討し、格差是正手段と考えられる教育—高等教育施策がどのような役割を果たせるのか、高等教育の経済効果の視点から研究しています。特にEU諸国で教育と労働との関係がどのような実態にあるのか、EUの雇用戦略として位置づけられているデンマークの黄金の三角形：フレキシキュリティモデル（労働市場での柔軟性を高めつつ、雇用の保障をめざした労働政策）を中心に検証し、日本版フレキシキュリティ社会への実現に向けた適用可能性を探っています。

本報告書が、各界各層の研究者や教育、労働、社会的排除政策等に携わる人々において活用され、その活動の一助となれば幸いです。

「公募委託調査研究」は、勤労者の福祉・生活に関する調査研究活動の一環として、当協会が2005年度から実施している事業です。勤労者を取り巻く環境の変化に応じて毎年募集テーマを設定し、幅広い研究者による多様な視点から調査研究を公募・実施することを通じて、広く相互扶助思想の普及を図り、もって勤労者の福祉向上に寄与することを目的としています。

当協会では、これらの研究成果を「公募研究シリーズ」として順次公表しています。

目

次

第1章 社会的排除と日本、EU	1
1. 問題の所在	1
2. 日本の格差の現状	1
3. 社会的排除と日本	12
4. EUの社会的排除	13
5. 貧困と社会的排除との相違	15
失業と貧困、社会的排除	16
第2章 社会的排除対策の理論的基盤	18
1. 序	18
2. 社会的排除の理論化	18
3. 社会的排除対策とケイパビリティ・アプローチの関係	19
4. ヌสบaumによる「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」のリストの提示	22
第3章 EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果	27
1. 序	27
EUでの労働市場の特徴	27
2. 社会的排除と教育の役割	30
階層間移動と学歴	32
3. 教育と労働の実証研究	33
第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性	
ベーシック・エデュケーションの提供の可能性	40
1. 序	40
2. 社会的排除への対処としての社会設計としてフレキシキュリティ社会は有効 なのか?	40
3. フレキシキュリティ社会制度の問題	45
4. 日本版フレキシキュリティ社会は可能なのか?	49
英国の「高等教育へのアクセスコース」	50
ベーシック・インカム論と社会的排除	53
日本版フレキシキュリティ社会への提言	56

第1章 社会的排除と日本、EU

1. 問題の所在

2006年以降、日本経済・社会における格差に対する議論が大きくなって、経済危機を迎えた現在でも格差を取り巻く状況は深刻になりつつある。まず、この議論ではそもそも格差は日本において拡大しているのかどうかが問われた。通常、格差を計測する指標として所得面でのジニ係数が用いられるが、それを見る限り日本では拡大しつつあると OECD をはじめ多くの論者が指摘した。しかし、大竹（2006）は、1999年までのジニ係数を年代別に要因分解した結果、ジニ係数の上昇は日本社会の高齢化に起因することを明らかにした。ジニ係数は所得の分布がどの程度のばらつきにあり、上下の格差がどの程度あるのかを指標化した統計数値であるため、社会が高齢化した結果、もともと所得格差の大きい高齢者世代が、社会における構成員に占める比率が高まった結果、所得によるジニ係数による格差拡大が現在の日本で起きていると指摘した。したがって、所得格差のそもそも大きいグループが、社会に占めるシェアが高くなったために、全体として格差が広がったとする。ただし、別稿で大竹（2007）は、2000年以降では、高齢者層以外でも年齢層内の所得格差が拡大しているという新しい動きが出ていることも指摘している。

大竹による指摘は日本社会の高齢化によって生ずる格差問題を指摘した点では高く評価できるものの、ジニ係数という短期的な格差に議論が集中しており、より構造的、長期的な問題には焦点を当てることに成功したとはいえない。本来、格差問題として議論すべき問題は、グローバル化、技術革新といった経済社会環境の変化による日本の経済社会の構造変化が、どのような社会問題を引き起こし、それに対してどのような社会を制度設計すべきなのかという点である。所得面での格差に焦点を当てるとともに、所得面だけではない格差にも焦点をあて、日本社会の構造変化によって格差が拡大しているのかどうか、もし拡大しているのならば、どのような対策を考える必要があるのかを考察する必要がある。このことこそが格差問題を単なる貧困問題ではなく、社会的排除問題として考えねばならない理由である。

さらに格差問題を構造的にとらえた場合、重要な格差是正手段と考えられるのが教育である。一方で、現在でも学力格差として教育と格差を結びつけた議論が数多くあり、その背景として親の学歴や所得の要因があることも指摘されている。したがって教育格差が社会階層を固定化させ、格差を長期的、構造的に維持させる構造を持つと指摘されるが、この点でのコンセンサスはまだ得られていない。本稿では、教育の持つそのような階層の再生産という問題を意識しつつも、格差是正の手段に着目し、人的資本の蓄積という教育の効果を検討する。

2. 日本の格差の現状

日本の経済格差を示すデータとして、最近、厚生労働省が公表した貧困率のデータがある¹。

■ 第1章 社会的排除と日本、EU

これによれば（図表1-1）、1998年から2007年にかけて14.6から15.7へと貧困率は上昇している²。すなわち、この10年間で日本の貧困層が拡大し、それによる格差社会の進展という状況がうかがわれる。さらに、日本のジニ係数を全国消費実態調査、所得再分配調査、国民生活基礎調査のそれぞれの所得調査をもとに示したのが図表1-2である。国民生活基礎調査に基づく係数値が高く出ているものの、概ね1980年代から2000年代にかけてジニ係数が高くなり、格差が拡大していることは確認される。

さらに、大竹（2007、2008）が主張するように、年齢階級別の所得不平等を示したのが図表1-3である。これによると、各年齢階級のジニ係数をプロットした線が概ね時代が下るにつれ上にシフトしており、2004年では一番高くなっているのがわかる。特に高齢者の係数と若年層の係数が高くなっており、この二つのグループの格差が特に拡大していることがわかる。ただし、ほぼ全階級でのジニ係数が高くなり、日本社会が年齢階級とは関係なく、格差社会に移行していることがわかる。

また日本の格差社会の状況を国際的な観点から相対的に示したのが図表1-4、1-5である。図表1-4は2000年代半ばのジニ係数の各国比較であり、これによると日本（JPN）はOECD30ヶ国平均よりも高く（すなわち格差が大き）、11番目の高さを示している。また、ジニ係数の推移を示した図表1-5では、日本以外の主要国のジニ係数の推移を示したものであるが、これによると主要国でもジニ係数が上昇しており、格差の拡大は日本だけの問題ではなく、OECD 諸国の抱える共通問題でもあることがうかがわれる³。さらに、図表1-6は、年齢階級別（退職者と就労者）のジニ係数の国際比較を示しているが、これによれば日本では退職者と就労者の格差があるものの、それほど大きくはなく、ポーランド、トルコ、イタリア、英国、ニュージーランド、カナダ、アイルランドでは就労者のジニ係数が退職者よりも高い。一方、メキシコや韓国などでは退職者の格差が大きいことがわかる。また、デンマーク、スウェーデンなどの北欧や大陸欧州では、比較的ジニ係数が低く、所得格差が小さいことがわかる。

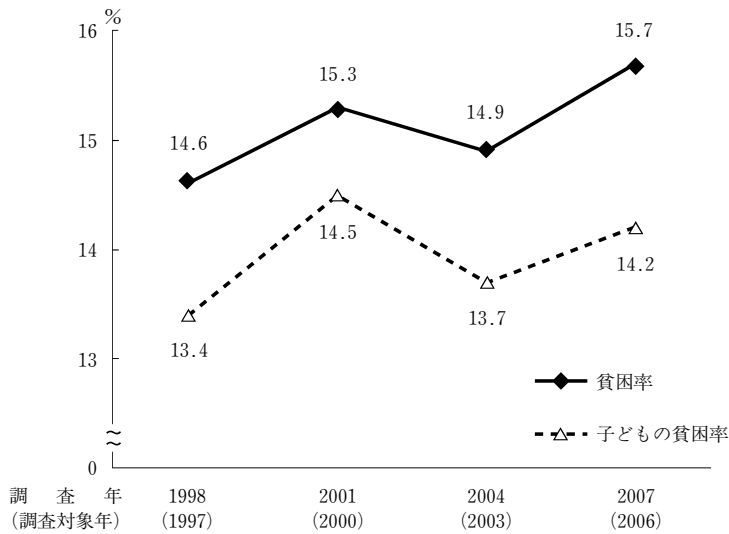
このように日本の格差社会の状況は近年になり、深刻になってきており、またそれは日本だけの問題ではなく、先進諸国に共通した問題ともなっている。ただし、OECD 諸国の中でも格差の広がっていない国々もあり、それらの国は社会的に格差を拡大させない制度を持っていることが推察される。ただし、潜在的に格差を拡大させる傾向は各国ともに存在するものと考えられ、その格差を広げる共通した要因として考えられるのが、ICT化とグローバル化である。

¹ 厚生労働省は平成21年10月20日に、このデータを公表した（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>）。

² ここでの貧困率とは、相対的貧困率をさし、所得中央値の50%以下の所得しか得ていないものの割合をさしている。また所得中央値とは可処分所得の順位で真ん中に位置する人の所得をさす。さらに、ここでの可処分所得には、勤労所得、財産所得、公的年金、仕送り等、その他の現金給付が含まれており、資産の多寡については考慮されていない。また保険、医療、介護サービスなどの現物給付も含まれていない。

³ ただし、日本の数値は図表1-2とは異なり、2000年から2000年代半ばに低下している。これは利用するデータの違いによるものであるが、図表1-2では三つのデータを利用して、それらからも概ねジニ係数が上昇していることがわかる。

図表1-1 わが国の貧困率の推移



出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に算出した。

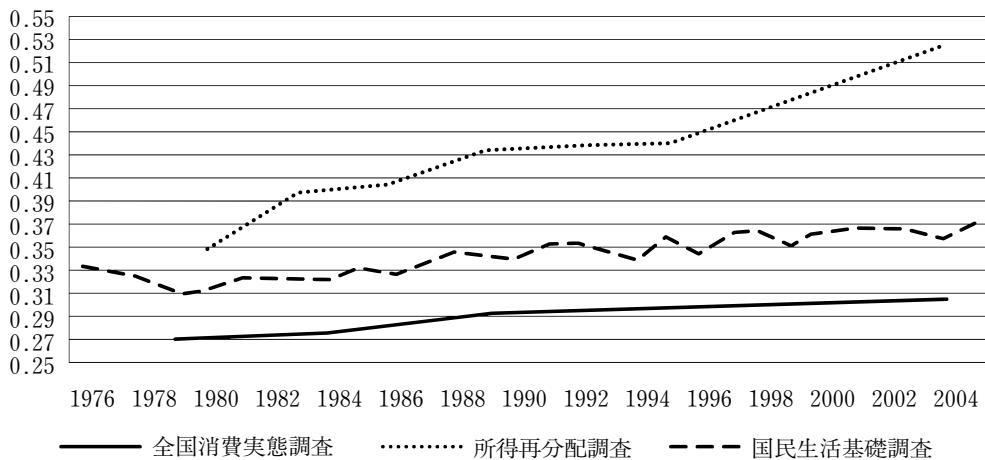
注：1) 「所得」は、調査対象年1年間（1月～12月）の所得である。

2) ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保障給付費は含まれるが、現物給付は含んでいない。

3) 可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

4) 相対的貧困率の算出にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提供している貧困率の作成基準によっている。

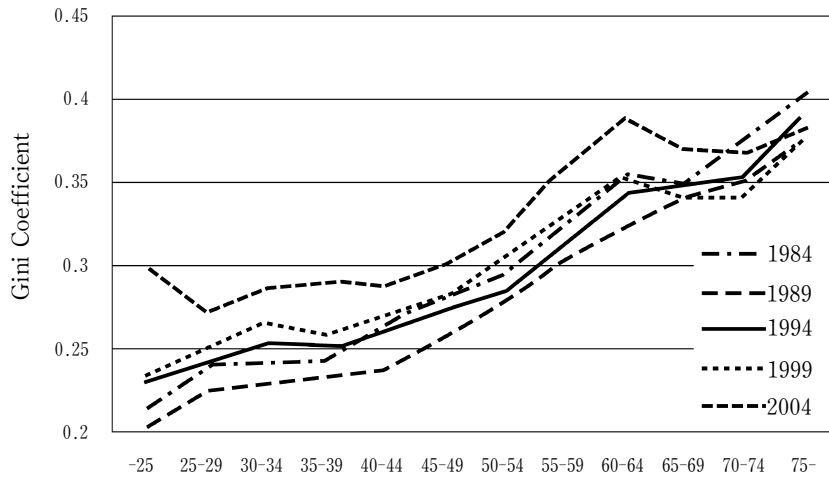
図表1-2 ジニ係数の推移



出所) 大竹 (2008) より。

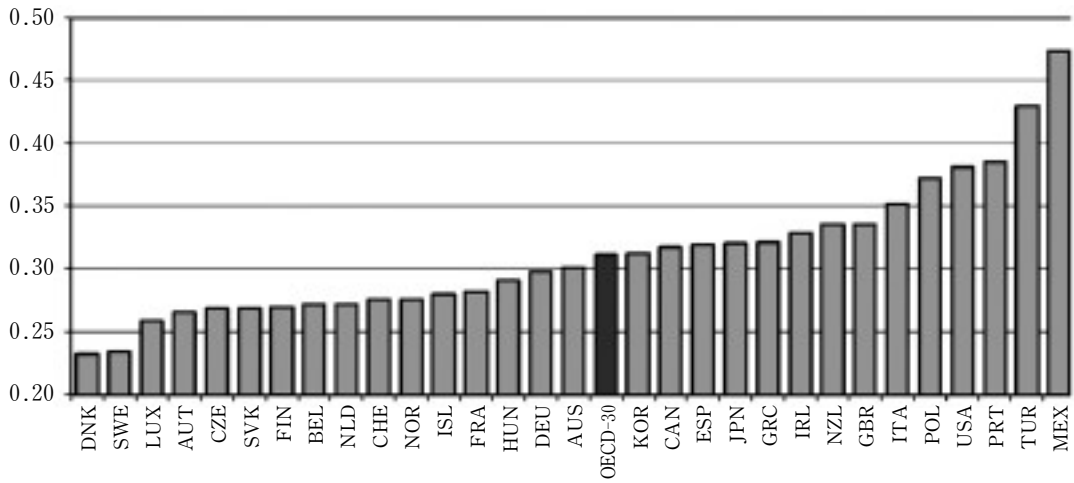
第1章 社会的排除と日本、EU

図表1-3 年齢階級別所得不平等度



出所) 大竹 (2008) より。

図表1-4 2000年代半ばのジニ係数の各国比較



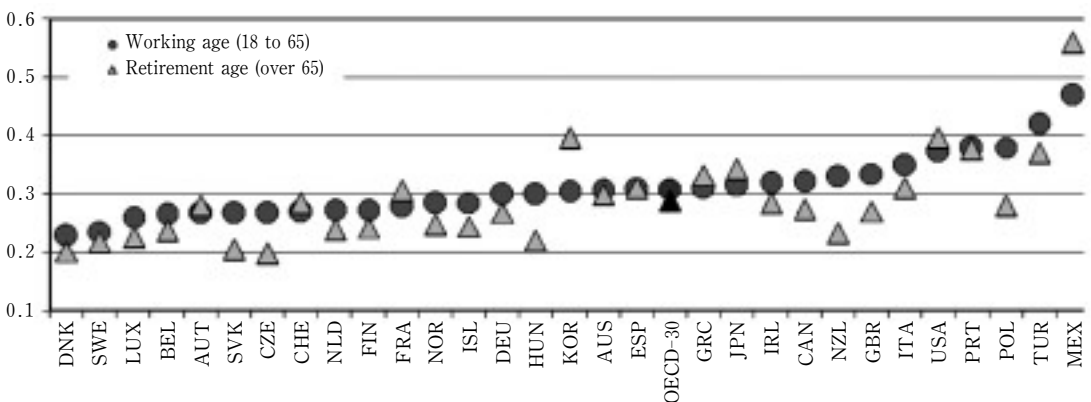
データ出所) OECD (2008)

図表I-5 日本以外の主要国のジニ係数の推移

	1980年代半ば	1990年	1990年代半ば	2000年	2000年代半ば
デンマーク	0.221		0.215	0.226	0.232
フィンランド	0.207		0.228	0.261	0.269
フランス	0.300	0.290	0.270	0.270	0.270
ドイツ	0.257	0.258	0.272	0.270	0.298
イタリア	0.309	0.297	0.348	0.343	0.352
英国	0.325	0.373	0.354	0.370	0.335
米国	0.338	0.349	0.361	0.357	0.381
日本	0.304		0.323	0.337	0.321

データ出所) OECD (2008)

図表I-6 年齢階級別ジニ係数（2005年のデータ）



データ出所) OECD (2008)

1990年代半ばから始まった ICT 化は、ビジネスの現場にコンピュータやネットワークの利用を求めるだけでなく、家庭におけるコンピュータの利用も促進させた。従来のオフィスでのコンピュータの導入は、オフィスでの事務処理やデータ処理の処理時間を格段に短縮し、労働生産性を高めてきた。それにより、事務職、秘書、財務担当者の従来の業務の一部あるいはほとんどを肩代わりしているといえる。製造現場でも組み立てがロボットによって行われ、また監督もコンピュータによって置き換えられている。

これらの職は規則的なものあり、あらかじめプログラミングを組んだコンピュータは、まさにそのような業務をこなすのには貢献できる。その一方で、従来、それらの業務を行っていた人員は企業内では不要になり、企業は配置転換やあるいは人員削減を行うことになる。コンピュータの導入できない部門は、プログラミングができない部門である。すなわち、企画や設計など創造性を必要とする業務や、まさに「人の手」を要する職人の仕事、さらに臨

■ 第1章 社会的排除と日本、EU

機応変に対応しなければならないサービス部門の業務は、ICT化によっても当分の間、置き換わることはない。

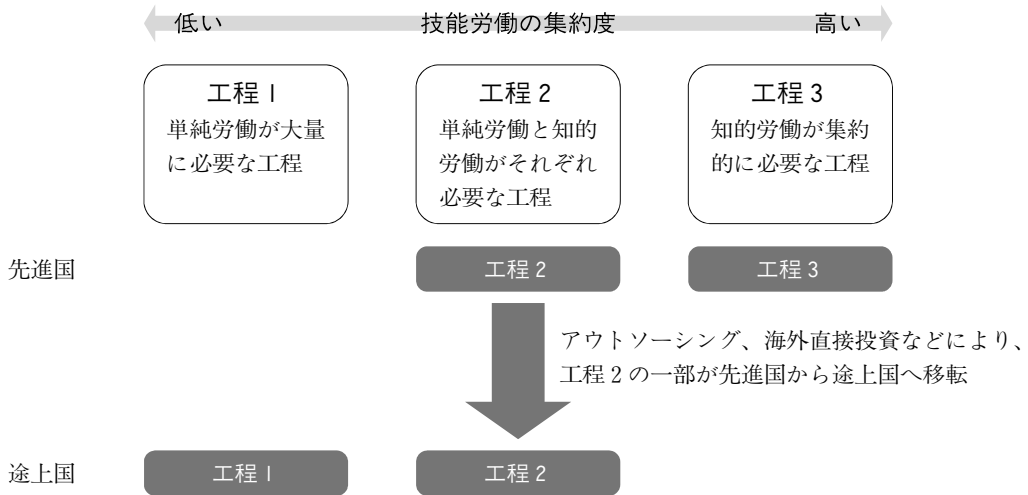
たしかに高度な教育を受け抽象思考を必要とする企画部門では人間しかできないものの、労働需要は大きくはない。企画する人間を数多く必要とはしないからである。すると、先ほどの職人や臨機応変に対応する必要があるサービス部門に多くの労働者が流入することになるが、それによりその部門での労働供給増、それによる賃金の低下が起きうる。すなわち、少数の高度の教育をうけた階層は高い賃金を得て、より多数の階層はより低い賃金を得る可能性があり、所得格差は拡大することを示唆している。

この階層間格差の背景には、高度な業務処理能力を持てるかどうかにかかっているが、その能力を養う要因としては、企画力などを発現できるだけの能力とICT技能を持ち得るのかどうかに関わるが、それを養うための教育環境が重要な要素となる。特にICTに関しては、デジタルデバイドとして議論され、コンピュータなどにアクセスすることが難しい状況—これには所得が大きく関わるが—に直面する個人は将来の所得格差にも直面する可能性が高い。

さらに、グローバル化による格差の拡大も考えられる。先ほどのICT化や世界各国の経済の自由化・国際化によって、海外との商取引や金融取引が容易になり、また貨物輸送のコストも引き下げられ、貿易・国際金融のフローが90年代より大きく拡大してきた。また、BRICsに代表される新興市場国や途上国の経済成長や市場整備が実現しつつあり、それを見越した先進国の多国籍企業による直接投資も大きく拡大している。これらの動きは経済のグローバル化とよばれ、それを通じて、自国経済と外国経済との取引が比較的容易になり、その結果、商品価格、賃金、金利水準などがグローバルに収斂しようとする圧力が生じている。無論、現段階では未だグローバルに単一の価格、賃金、金利水準が成立しているわけではない。しかし、単一通貨ユーロ導入10年を経たEUでは、経済統合が大きく進展し、そこでは商品価格、賃金、金利水準の収斂がかなりの分野で見られる。その状況から類推すれば、経済のグローバル化が日本を含めた各国間の商品価格、賃金、金利水準を近づけるような圧力となっているのは間違いないといえる。

そのような状況の下、日本企業が直面している課題は、グローバルな企業間競争において自社の競争力を高めていくことである。たとえば多国籍化した大企業であれば、高度な能力をもち低賃金な労働力を求めて、生産拠点を日本から移転する選択肢をもつ。あるいは大きな需要が期待される国に生産拠点を置き、物流コストを抑制するという選択肢も可能となる。また、中小零細企業では大企業とともに生産拠点を移転するところもあるが、国内にとどまる一方で、低価格で競争力をもつ海外企業と価格競争を行わざるをえないところもある。したがって、大企業だけでなく、すべての日本企業がグローバル化による国際競争に直面し、その中で業績を維持・拡大せねばならない(図表1-7)。

図表1-7 グローバル化によるアウトソーシングのイメージ



- 先進国、途上国ともに、技能労働への需要が相対的に増大し、技能労働の所得が高まる
- 先進国、途上国ともに、賃金格差が広がる

出所) 伊藤 (2008) を参考に著者修正。p. 240より。

このようなグローバル化は必然的に雇用形態の変化を求めることにつながる。すなわち、生産拠点を移転する企業では、移転先の労働需要を増加させる一方で、日本の生産拠点を縮小・閉鎖させるためそでの労働需要や比較的技能の低い労働力需要は減少する。ただし、生産性が高く、熟練技術の必要な高度技術部門や企画開発部門は国内におく傾向があるので、そでの労働需要は維持ないしは拡大されよう。さらにそれらの労働者を企業内に長期間とどめおこうとする誘因も企業側にはあり、正規雇用として雇う傾向がある。また、日本にとどまる企業でも生産コストを引き下げするために、労働コストを引き下げようとし、雇用を削減したり賃金を抑制しようとしたりする。そのため労働コストが企業に対して正社員雇用から非正規雇用へ切り替えさせ、景気循環の影響にもより柔軟に対応できる雇用形態を求めるようになってきている。

したがって、日本でのグローバル化による影響を単純化すれば、高度な専門技能を持つ労働者は国内にとどまり、しかも正規雇用され、非熟練・低い技能の労働者は非正規雇用されるというモデルが当てはまりやすくなる。これにより、二つの雇用形態のグループが生まれ、しかもそれらが固定化・階層化されやすくなる。なぜなら、いったん正規雇用として雇われると、そでの成果を出しやすく、所得も安定するため、他の職種に転出する誘因を持たないであろう。一方、非正規雇用された労働者は熟練する技術を教育されたり、育成されたりする機会から排除され、熟練で、技能の高い労働者にはなれず正規雇用される機会も失われるからである。

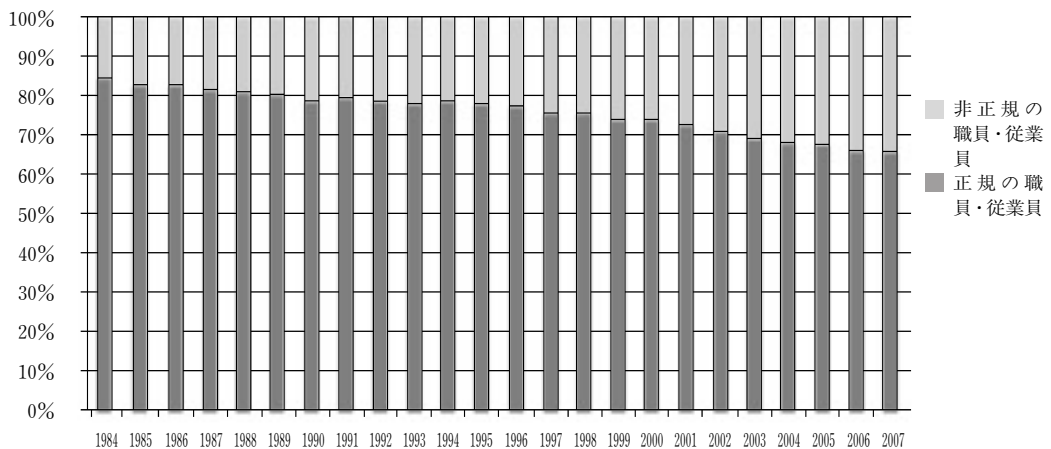
正規雇用と非正規雇用の割合の推移を示したのが図表1-8であり、それを見ると確実に非正規雇用の割合が高まっていることがわかる。また、図表1-9では、正規・非正規の収入の分布を示しているが、正規雇用の方が非正規雇用よりも高い所得を得る確率が高いことがわかる。したがって、非正規雇用が増加するということは低所得者が増加することにつながり、先ほ

第1章 社会的排除と日本、EU

どの大竹（2008）が指摘するように同年齢階層間の格差拡大を促す要因と考えられる。

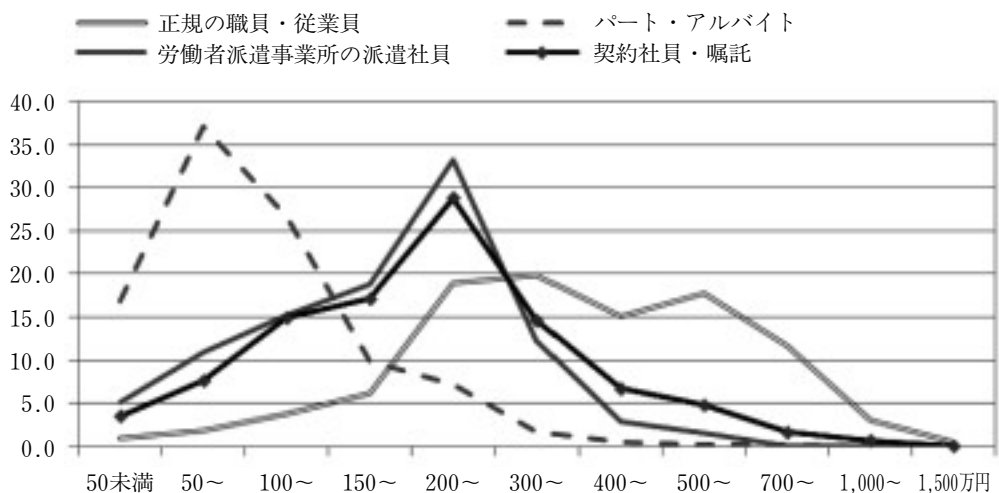
次に別の観点から、すなわち学歴別に所得格差の実態を把握してみよう。まず学歴別離職率の実態を示したのが図表1-10である。これより最終学歴が中学校卒業者の場合、就職後の1年目で43%前後の離職率があり、2年目、3年目になるとより高くなっている。高校卒業者の場合、1年後の離職率が20%強と低くなり、大学卒業者の場合にはさらに10%程度低くなっている。したがって、中学校卒業者と大学卒業者を比較すると30%以上の差があることがわかる。離職がすべて離職以降の継続的な失業を示すわけではないものの、失業や年収の低下の可能性は高く、離職率が高いことは貧困状態になる可能性を示唆している。

図表1-8 正規・非正規の職員・従業員数



出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年より作成。

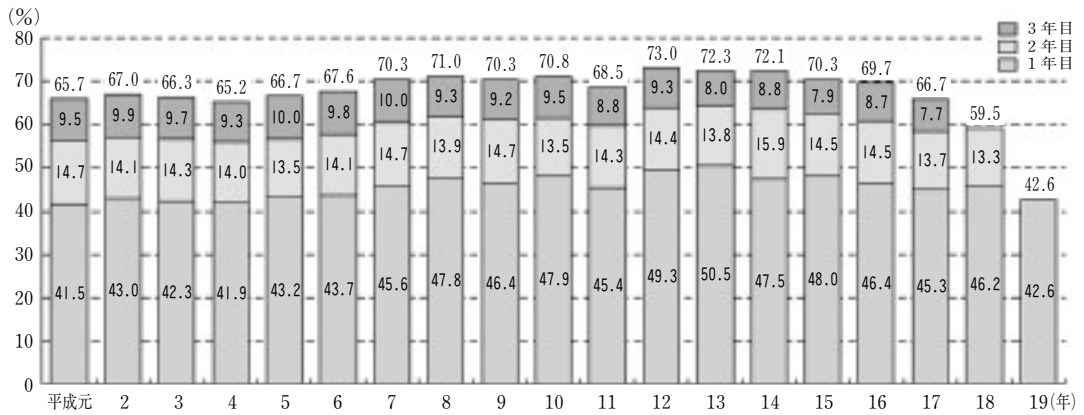
図表1-9 正規・非正規職員の年収の分布



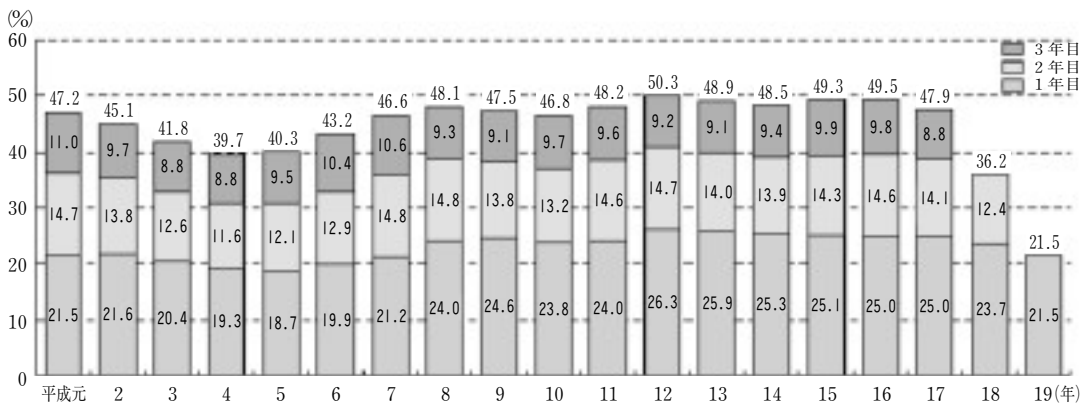
データ出所) 総務省統計局「平成21年労働力調査年報」より。

図表I-10 学歴別離職率

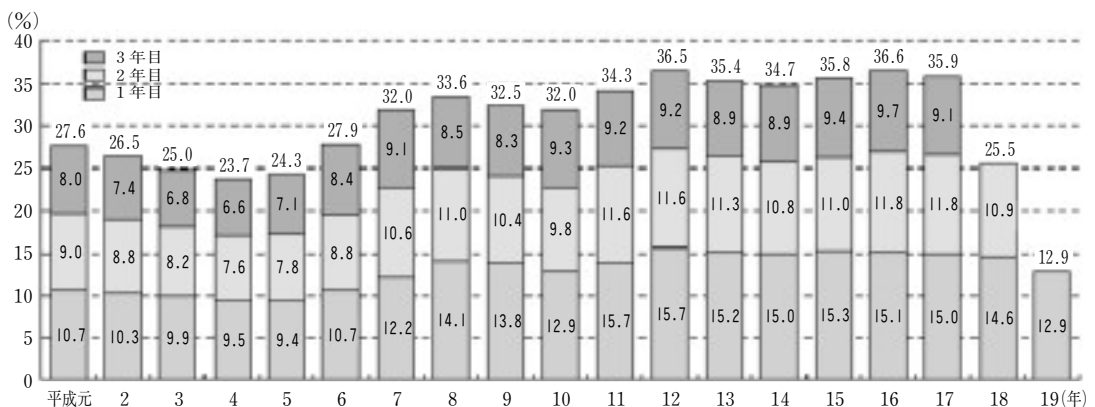
在職期間別離職率の推移（中学校卒業者）



在職期間別離職率の推移（高校卒業者）



在職期間別離職率の推移（大学卒業者）

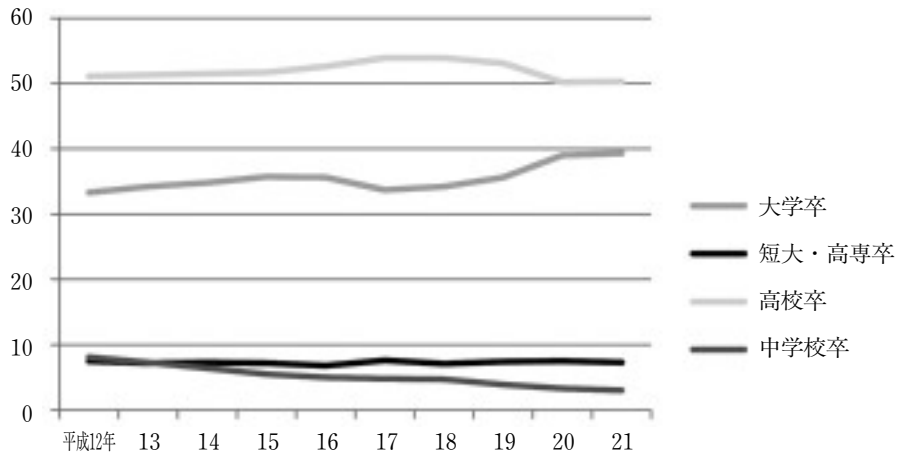


出所) 厚生労働省『青少年白書』平成20年版より。

第1章 社会的排除と日本、EU

また図表1-11では企業での従業員の学歴構成比を示したものであるが、これによれば中学校卒や高校卒の比率が低くなり、大学卒の比率が高まっている。これは社会の高学歴化を背景に、大学卒の社員数が増加していることを示しているものと考えられる。したがって、今後、高学歴者が企業への職を得やすくなる傾向がより強まることを示唆している。

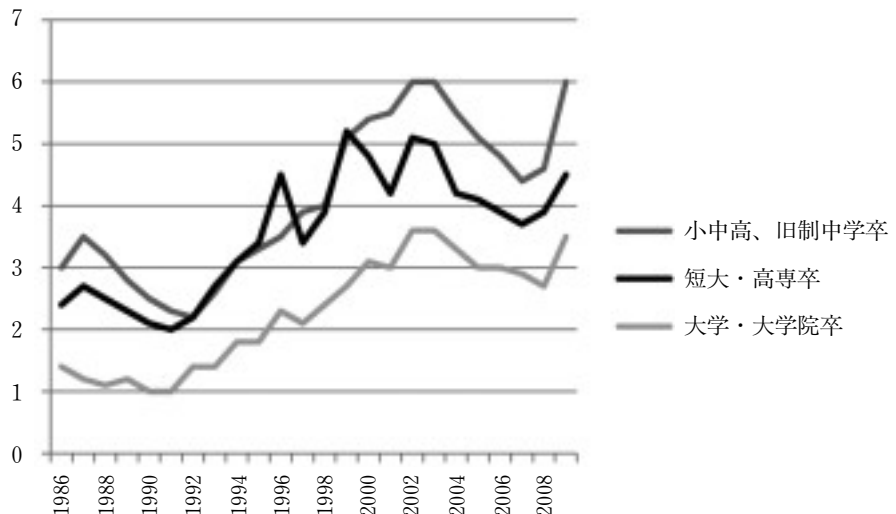
図表1-11 社員の学歴構成（集計企業127社）



データ出所) 厚生労働省『平成21年賃金事情等総合調査』より。

さらに、学歴別失業率の推移を示したのが図表1-12であるが、高学歴になるほど失業率が低い傾向にあることがわかる。また図表1-13では男性一般労働者の生涯賃金を学歴別に比較しているが、中学校卒が一番低いことがわかる。高校卒と中学校卒とでは、それほど大きな格差はないものの、大学卒と中学校卒では大きな開きがある。特に定年後の開きが大きく、退職金の格差と年金の差がこれを反映しているものと推察される⁴。

図表1-12 学歴別失業率の推移



データ出所) 労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2010年版」より。

図表1-13 学歴別生涯賃金（男性一般労働者、2007年）単位：100万円

	総計	定年まで	退職金	定年後
中学校卒	219.8	184.9	14.2	20.7
高校卒	246.7	205.8	18.2	22.7
大学・大学院卒	334.3	270.5	22.8	40.9

データ出所) 労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2010年版」より。

以上の公表データよりわかることは、わが国では学歴による失業率や離職率の格差が経年的に存在し、それが生涯賃金格差を大きくしていることである。無論、高学歴者は労働の質が高いため求職の機会が多いものと想定できるが、一方で高学歴者は賃金が高く企業にとって高コスト要因ともなりうるので、必ずしも高学歴が失業の可能性を低めるとはいえない。しかし、わが国の場合には、高学歴であることが失業の可能性や離職率を低めていることがわかる。これは、わが国の企業が積極的に質の高い労働者を雇用し、生産性の高い職に従事させてきたことを反映している。高度成長期以降、右肩上がりの経済成長の実現を想定してきた日本企業は、より質の高い労働者を雇用することで、より高い収益を実現することができると考え、大学・大学院卒業者を採用してきた。ある意味、わが国の企業は質の高い人材への投資を行ってきたものと考えられる。今後、他の先進国同様、わが国も低成長が見込まれるものの、質の高い労働者への需要は減少するどころか、より高まるものと予想される。なぜなら、グローバル化とICT化の流れが止むことはなく、それらが定着すれば企業は競争上、質の高い人材を求めるからである。したがって、大学・大学院卒業者と、そうでないものとの就業状況や収入の格差は、さらに拡大するものと考えられる。このような格差を縮める手段として想定されるのが、教育、特に職業に結びつく教育・訓練である。

短期的な経済的格差を生み出す状況は景気循環など、短期的な循環要因が挙げられるが、長期的・構造的な格差を生み出すのは、社会経済構造である。教育も社会構造の中に埋め込まれた制度によって、教育の供給が行われる。上で述べたように教育は格差を縮める手段として考えられるが、一方で教育が格差を助長し、世代にわたって固定化させる役割も担う可能性がある。これは教育の供給の方法に依存する問題である。すなわち、高等教育だけでなくそれに至るための初等・中等教育がコストの高いものであれば、それを賄える家計は高収入あるいは富裕な階層に限定され、彼らの子弟もまた高収入を得る職に就く可能性を高めることとなる。日本の現状を考えると教育費が私費によって賄われる割合が他の先進国よりも高く、階層が固定化しやすい社会経済構造を持っているといえる。したがって、単純に高等教育進学率を高めることが望まれるのではなく、高等教育にアクセスしやすい環境作りが重要となる⁵。

⁴ 図表1-13のデータは労働政策研究機構による推計値である。女性労働者のケースは推計されていないため、ここでも割愛したが女性労働者の場合でも学歴による賃金差が大きいものと推察される。ただし、男女間の賃金格差が大きいいため、男性に比べると女性労働者の場合には学歴格差は小さいものと推察できる。

3. 社会的排除と日本

前節で述べたように、日本の状況を単純化すれば、いわゆる経済的格差が拡大し、貧困に直面する家計が増加し、その状態が長期化することが懸念されている。従来の貧困問題は、低所得にある家計や個人の経済状態を改善することに焦点が当てられてきた。特に1970年代には人間の基本的必要の充足を満たさない絶対的貧困の状態(年間370ドル以下：2000年での世界銀行の定義)に関心が集中し、途上国などでの開発問題に取り組む指針ともなってきた。

しかし、絶対的貧困基準を上回る所得水準であるはずの先進国においても、貧困問題が存在することが確認され、それをとらえる概念として相対的貧困が用いられている。具体的には、OECDでは等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値)が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合を相対的貧困率としている。これにより、国・社会の違いによって貧困の程度も異なるものの、当該者のおかれた貧困状況を属する社会の中で相対的に位置づけることが一般化している。

ただし、相対的貧困を定義できたとしても、それにより貧困の状態に陥った条件や原因に言及するものではない。相対的貧困はあくまで貧困状態の把握の一步であり、貧困を削減するためには貧困状態に陥る条件をとらえねばならない。そのため、OECDでの貧困削減ラインでは、貧困は経済的能力、人間的能力、政治的能力、社会・文化的能力、保護能力の5つの欠如した状態、ととらえている。すなわち経済的状态は経済的能力だけでなく、様々な社会的能力に関わっているとす。

さらに、貧困により社会的なつながりや、社会における自己実現の機会までも剥奪される可能性が高く、従来の貧困問題によるとらえ方では貧困に直面している当該者のおかれている状況を正確には捉えられないといった指摘がなされた⁶。その社会で必要とされる財・サービスを得る手段の獲得をも議論の俎上にあげなければ、貧困を削減することが難しいとの認識に至り、それらの状況を社会的排除の状態としてとらえている。バーグマン(J. Bergman)の社会的排除の定義は「多次元的で相互に強めあう剥奪の諸過程の混成物であってそれは社会的環境からの段階的な乖離と結びついており、社会が提供しなければならないメインストリームの機会から個人や集団が隔離される」こととしている⁷。

また岩田ら(2005)は、社会的排除を社会相対との空間的、制度的位置関係において貧困の一部をとらえ直そうとする概念であるとし、空間的にも制度的にも排除されて社会の周縁に蓄積された貧困を統合するプロセスととらえている。さらに Bhalla and Lapeyre(2004=2005)は、社会的排除の帰結として非自発的退出(involuntary exit)に陥るとする。周縁に追いやられた個人は主要な社会的制度へ関与したり、コミュニケーションするための能力が低下し、さらに新たな「社会契約」を結ぶための交渉力が弱体化する。彼らは社会的に排除された個人のもつ社会的機能達成のための能力が低下することを強調する。

⁵ 本稿が、格差解消のために教育、とくに高等教育に着目するのは、経済的格差を是正するための手段となりうるためであるが、それをいかに供給するかも以下では考察の射程に入れている。

⁶ たとえば P. Townsend (1979) による相対的剥奪という指摘が早くからある。

⁷ Vleminckx, K. and J. Bergman (2001) 参照。

これらの例が示しているように、社会的排除の概念を簡潔に説明しようとするとうまく説明できないものが多い、詳細に説明しようとするとうまく説明すべきものが多い、かえってまとまらない。その主要な原因は二つあるように思われる。一つは、社会的排除については、人々が多角的で複合的な問題に直面している状態をさすため、多くの要素が含まれ、厳密に記述することが困難であるということである。もう一つは、政策実践が概念化や理論化を圧倒的に先行してきたためである。レヴィタスら (Levitas et al.) は、このような社会的排除をめぐる状況に着目し、それに関するこれまでの研究と実践報告を詳しく分析した上で、これまで蓄積されてきた社会的排除に関する研究と実践報告を網羅的に検討した後、社会的排除について以下のように定義している⁸。

社会的排除は複合的で多角的なプロセスである。社会排除は、経済的、社会的、文化的あるいは政治的領域といったことに関係なく、社会の多くの人々が手にすることが可能な資源、権利、物資、サービスが不足または断絶している状態であり、通常の様々な関係や活動に加われないでいたりする状態を含む。(Levitas et al. 2007 : 25)

しかし、社会的排除の定義については、いまだ統一されておらず、それをを用いる機関や研究者がそれぞれで決めているのが現状である。ただし、それまで一般的によく使われていた貧困 (poverty) よりも社会的排除の方が複合的かつ多面的な性格を内包しており、包括的な視点からの研究や政策の連携を要求する概念であるという理解については、広く認識されている。さらに、社会的排除は貧困が主なりリスク要因であることが多く、それに連関して教育上の低い達成、不健康、劣悪な住環境、犯罪などの問題が相関するため、早急に対処しないと状況はさらに悪化するという動的なプロセスとしての意味も含む。

4. EUの社会的排除

欧州連合 (以下、EU) は戦後、経済統合や政治統合を目指してきたが、EUはそれだけではなく、社会的統合も目指し、欧州社会モデルと呼ばれるものを構築しようとしてきた。欧州社会モデルとは「社会の全成員が一般的な便益と保護のサービスに自由に接近することを保障するような内部での連帯と相互支援という価値へのコミットメントに市場の諸力と機会及び企業活動の自由とを結びつける」社会モデルであるとされる。この社会モデルを近代化する目的のために、EUは社会的排除対策あるいは社会的排除への戦いをやってきた。EUにおける社会的排除の定義は次の通りである。

⁸ レヴィタスらはさらに社会的排除の多角的な不利益または過酷な様相について、これまでの研究をもとに深刻な社会的排除 (deep exclusion) という新たなカテゴリーの提示を試みている。そこでは深刻な社会的排除について以下のように定義している。「深刻な社会的排除とは生活の質、福祉、将来の見通しについていくつもの否定的な成り行きの結果、ひとつの領域または次元以上にまたがる排除のことをいう」(P. 29)。ただし、レヴィタスら自身も認めているように、社会的排除と深刻な社会的排除の違いは必ずしも明確にはされていない。よって本稿ではこれ以上それらをめぐる議論は行わない。

第1章 社会的排除と日本、EU

「社会的排除とは、個人が貧困によって参加を全く阻止されたり、基本的能力や生涯学習の機会が欠乏していたり、または差別によって、社会の隅に置き去りにされるというプロセスである。このことが仕事、収入、教育の機会、そして社会やコミュニティのネットワーク活動から彼らを遠ざけてしまう。彼らは権力者や決定機関へのアクセスがほとんどないために、しばしば無力であり、彼らの日々の生活に影響を与える決定をコントロールするのは不可能であると感じている」⁹。(Joint report by the Commission and the Council on social inclusion, 2004)

このように、EUでの社会的排除概念は、多くの論者による定義と比較するとやや狭いものである。すなわち、EUでの排除概念は労働市場からの排除をさすものであるが、社会的排除概念はより広く、市民生活を営む上での社会的諸権利を阻害され、社会的ネットワーク(生活)から排除されている状態をさす。先の社会的排除の定義と比較するとEUの定義が狭いことは否めない。そのため社会的包摂を議論する場合でも、一般的には住宅や基本的ニーズなどの多次的な包摂を指向すべきところを、EUでは労働市場への包摂へ指向する対策を重視することとなっている。そのため社会的包摂のための対策が不十分であるとの指摘もある¹⁰。

EUが社会的排除に取り組んできた背景には、まず、それまで貧困克服のために様々な政策を実施してきたが、なかなか成果を上げることができず、貧困問題の深刻さを認識するに至ったことがあった。貧困のみではなく、貧困を主要なリスク要因として包含する社会的排除に焦点をシフトする必要性が生じたのである。グローバル化し、高度に情報化された社会では非正規雇用形態が増加し、それによる失業の不安も増大し、欧州社会モデルを維持することが困難になったことも大きい。また、ユーロ導入により経済通貨同盟(EMU)が完成したものの、それによる経済の自由度が増す一方で、労働市場から排除される人々の増加が懸念されたため、社会的排除対策に取り組まねば、かえってEMUの維持も困難になるとの認識もあった。

EUが社会的統合を目指した理由には、経済のグローバル化と情報社会に対応して、欧州経済の競争力を強化するというリスボン戦略の実現をあげることができる。リスボン戦略では、欧州の人々の雇用可能性(employability)や適応能力(adaptability)を高めることを目指してきた。そのために、失業手当などの所得再配分や社会的保護といった受動的な福祉国家では来るべきグローバル社会では適応できないために、より能動的な福祉国家へと転換することを戦略とした。EUは社会的排除への関心を徐々に高め、2000年3月に開催されたリスボン欧州理事会では貧困と社会的排除との闘いをEUの重要課題として位置づけ、続く12月に開催されたニース欧州理事会ではEU加盟国に貧困と社会的排除に関する国家行動計

⁹ 一方、EUは社会的包摂については次のように定義している。「社会的包摂とは、貧困や社会的排除のリスクを背負う人が経済的、社会的で文化的な生活の中に十分に参加し、彼らが生活する社会の中で平均的だと考える標準的な生活や福祉を楽しむことができるように機会や必要な資源を増やすことを確実に実行していくプロセスである。それは彼らの生活に影響を与える決定に十分に参加し、彼らの基本的な権利へのアクセスを保障するものである」。(Joint report by the Commission and the Council on social inclusion, 2004)

¹⁰ 田中聡子(2007)参照。

画 (National Action Plans against Poverty and Social Exclusion = NAPS/incl. 「ナップス・インクル」の略称で呼ばれる) の策定を義務付けることにした。これにより、EU加盟国は、国家行動計画の指針に基づいて、2年毎に国内の貧困と社会的排除の実態や克服のための政策などを記述し、客観的評価に必要な指標で示した報告書をEU執行機構に提出することが求められるようになったのである。以来、事後的な対策としての受動的福祉対策ではなく、社会的排除に陥らず社会的保護を適用されなくともすむように労働力としての人的資本を高めるより積極的で先を見越した (pro-active) 福祉戦略を構築することを戦略においている。

EUが社会的統合を旨とする契機はアムステルダム条約の締結である。アムステルダム条約は社会政策協定 (EC設立条約第11編第1章) を取り入れ、第136条に「高水準の雇用の継続と社会的排除の撲滅のための人的資源の開発」をEU全体の目標として掲げた。さらに第137条では「労働市場から排除された人々を労働市場へ統合する」ために、最低基準を特定多数決によって採択すること、そして「知識の改善、情報および優れた慣行の交換の促進、社会的排除を撲滅するための革新的な手法の開発と経験の評価を目的とする発議を通じて、加盟国間の協力を促進する」ことを掲げている。上記、アクションプランは後者の具体的な方策として位置づけられる¹¹。

5. 貧困と社会的排除との相違

社会的排除は、その社会での相対的貧困状態を包含し、さらに市民生活を営む上で不可欠な社会関係資本や、社会的諸権利からの排除を指し、単純な貧困問題ではとらえきれない社会的困難をとらえようとする概念といえる。したがって、何から排除されるかは、時代や社会によって異なる。そのため、具体的な社会的排除指標というものを作る試みはあるものの、明確な、そしてコンセンサスを得られるまでの指標がないのが現状である。特に、排除されている状態が特定されたとしても、それが価値観の違いによるものなのか、あるいはセン (A. Sen) のいうケイパビリティ¹²の違いに由来するのかを区別するのが難しい。しかし、本人の選択とは無関係にその社会での最低限の生活水準や社会参加を基本財として定義することは可能であろう。

Burshardt et al (1999) や西村・卯月 (2007) は、イギリス社会で重要と思われる4つの活動を取り上げている。すなわち、消費、生産、政治参加、社会参加である。これらの活動

¹¹ ただし、EUでの単一の欧州社会モデルは存在しないとみなすこともできる。欧州レベルでの社会法制は1970年代まで大きな展開をみせなかったし、現在でも補完性原則にもとづき、EUと加盟国との間の権限の棲み分けが行われ、そのもとで域内基準の設定が行われる。リスボン戦略に代表される近年の経済社会政策構想も、加盟国間での開放的な調整方法 (Open Method of Coordination) と呼ばれる、各国事情に応じた協調手法によって進められようとしている。この点について中野 (2009) の「EUに存在するのは多様な構造の上に構築された社会経済モデルの集合体である」という指摘は的を射ている。しかし、そのような構造であっても、重要なのは、EUがアキ・コミュニテールによって、共通の条約や法、規則に由来する権利と義務が構成され、EU社会モデルを構築しようとしていることである。

¹² センのケイパビリティについては本稿第2章を参照のこと。

■ 第1章 社会的排除と日本、EU

から排除されることがあれば、その社会での最低限の生活を営んでいないと定義している。

しかし本稿では、それぞれの4つの活動が独立しているものとは考えない。たとえば政治参加に関して、正規労働者と非正規労働者が存在していると、前者の方が政治参加しやすいものといえる。なぜなら非正規労働者を組織化した政治団体や組合は数少ないであろう。また経済的にある程度の安定がなければ時間的、精神的ゆとりをもてず、政治への関心も薄くなることもあり得る。すなわち、経済的条件が政治参加と相関関係があると類推できる¹³。もし貧困状態になるならば、政治参加を行う機会と意欲をなくしていると推定できる。経済的条件によって、政治参加の権利を保持していたとしても、その行使を行うことから排除されているといえる。

また、社会参加に関しては次の通りにとらえることができるであろう。個人は一人で生活を行うことも可能であるが、一人では解決できない困難に直面すると他人とのコミュニケーションをとり、他人や集団に頼るための社会関係が必要になる。この社会関係を築くためには、コミュニケーションを図るための精神的、時間的余裕が必要となろうし、そのために、ある程度の経済的基盤が必要になる。正規労働や非正規労働を社会参加との関係で問うことは少ないが、現実には正規労働が社会参加を容易にしているのではないだろうか¹⁴。

失業と貧困、社会的排除

したがって、社会的排除の根幹をなす要因は経済的条件、すなわち貧困であり、それをもたらすのは失業である。しかも失業とは労働供給はあっても労働需要が伴わない状況であるので、労働需要を喚起する必要がある。従来の社会、すなわちグローバルで情報化されていない社会では政府による失業給付を受け、その間に比較的容易に単純労働などの職が見つかることがあった。しかし、高度にグローバル化し、情報化された現代社会では、職を見つけるための技能を求められる。そのため、職を得るために職業訓練ないしは教育を受ける必要がある。もし労働需要者のニーズに合わない労働者が労働市場に登場したとしても、需給とのミスマッチが発生し、失業状態を解消することはできない。

参考文献

- 阿部彩(2002)「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」『海外社会保障研究』vol. 141、pp. 67-80。
阿部彩(2006)「日本における相対的剝奪指標と貧困の実証研究—貧困、相対的剝奪、社会的排除—」
社会政策学会 第111大会（平成17年10月8日）報告用論文。
阿部彩(2007)「日本における社会的排除の実態とその要因」季刊・社会保障研究 vol. 43、No. 1、pp. 27-40。
Burchardt, T., Le Grand, J. and D. Piachaud (1999) “Social Exclusion in Britain 1991-1995,”
Social Policy & Administration, Vol. 33, No. 3, Sep. 1999, pp. 227-244.
伊藤元重 (2008)『リーディングス 格差を考える』日本経済新聞出版社。
岩田正美・西澤晃彦 (2005)『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房。

¹³ 西村・卯月 (2007) は男性では正規就業に比べて非正規就業と自営業で排除のリスクが高いという日本での実証結果を報告している。

¹⁴ 西村・卯月 (2007) は男女ともに正規就業者は社会関係における排除のリスクが相対的に低いという日本での実証結果を報告している。

- Levitas, R., Pantazis, C., Fahmy, E., Gordon, D., Lloyd, E. and Patsios, D. (2007) *The Multi-dimensional Analysis of Social Exclusion*, Department of Sociology and School for Social Policy, Townsend Centre for the International Study of Poverty, and Bristol Institute for Public Affairs, University of Bristol.
- 中野聡 (2009) 「EUの社会経済政策とリスボン戦略」高屋定美編著『EU経済』所収、ミネルヴァ書房、近刊。
- 西村幸満・卯月由佳 (2007) 「就業者における社会的排除—就業の二極化への示唆—」季刊・社会保障研究、vol. 43、No. 1、pp. 41-53。
- OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, Paris: OECD.
- 大竹文雄 (2006) 『日本の不平等』日本経済新聞社。
- 大竹文雄 (2007) 「格差問題解決の本当の処方箋」フォーサイト、2007年7月号。
- 大竹文雄 (2008) 「所得格差の実態と認識」『行動経済学』、vol. 1、No. 2、http://econon.cun.jp/abef/doc/2007projno2_ohtake.pdf。
- 大竹文雄・小原美紀 (2007) 「再分配構造と所得・消費格差に関する実証分析」未公開論文。
- 田中聡子 (2007) 「貧困概念と社会的排除についての一考察」龍谷大学社会学部紀要、31 pp. 15-27。
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom: A Survey of Household Resources and Standards of Living*, University of California Press.
- Vleminckx, K. and J. Bergman (2001) “Social Exclusion and the Welfare State: an Overview of Conceptual Issues and Policy Implications,” In D.G. Mayes et. al. *Social Exclusion and European Policy*, Edward Elgar.

第2章 社会的排除対策の理論的基盤

1. 序

第1章第4節で述べたように、EUでは貧困克服のための施策が成果を上げなかったからという理由から、社会的排除に焦点がシフトされ、それに対する政策が次々と展開されていった。しかし、そのような政策はどのような理論に基づいて策定されていったのかについては、ほとんど明らかにされていない、また、それらの政策を理論的に検証するということがあまりおこなわれていない。1997年5月、英国でトニー・ブレアが率いる労働党が、政権を握ることになった際、ブレアがアドバイザーとして迎えた今日の社会学を主導する社会学者、ギデンズ (A. Giddens) は、「政策立案という骨格には、理論的な肉付けが必要である」(ギデンズ 1998=1999: 19) と述べている。今後、日本において社会的排除対策を立案する上でも、理論は必要であるし、これまで実践されてきた政策を理論 (特に平等理論) に照らしてその妥当性を検討することは有益である。

そこで本章は、社会的排除対策の理論化を試みている鈴木 (2006) をさらに発展させて、社会的排除対策の意義を検討するには、セン (A. Sen) のケイパビリティ・アプローチが有効であることを指摘する。その上で、社会的排除対策の意義について、ケイパビリティ・アプローチを活用することによって、明確化することを試みる。ただし、センのアプローチについては、その抽象性について批判も多いため、その批判に応えてより具体的なアプローチを展開しているヌスbaum (M. Nussbaum) についても言及する。

2. 社会的排除の理論化

社会的排除の理論化を試みているものとして鈴木敏正による「社会的排除に取り組む社会教育の論理」(2006) がある。同論文は、Bhalla and Lapeyre (2004=2005) を参考に、社会的排除を社会教育学的視点から捉えることを試みている。その際、バラとラペール (S. Bhalla and F. Lapeyre) が社会的排除概念を活用して社会的排除問題について動態的分析を試みていることにふれ、その中でセンのケイパビリティ・アプローチを採用していることを指摘している。そして、そのアプローチについて、以下のように説明している。

センは、社会政策を通して「市民に能力を付与 (エンパワー) し、彼らのケイパビリティを高めることで、行為への実際の自由を実現するための手段をすべての市民に提供すること」を目指している。それは、(排除された人々に対して補償するという) それまでの社会政策とは異なるもので、とくに雇用・職業訓練・教育の分野で「先を見通した政策」へ移行することを可能にしたという。(鈴木 2006: 25)

3. 社会的排除対策とケイパビリティ・アプローチの関係

ここで Bhalla and Lapeyre (2004=2005) が指摘するように、ケイパビリティ・アプローチは、社会的に排除されている人々に対する教育や就労による経済的自立を促す政策を立案する上で有効である。しかし、社会的排除対策とケイパビリティ・アプローチの関係について、そのような一面的な説明をするだけに留まると、単に雇用・職業訓練・教育の分野で「先を見通した政策」へ移行することにより、市民に能力を付与するような環境を整備することは、市民にとってはありがたい反面、競争的環境を整えられ、競争に挑むよう強制されることに等しいのではないかという批判を招く恐れがある。そのような批判に応えるためにはまずセンの平等観を理解する必要がある。なぜならケイパビリティ・アプローチは、センの平等観がその基礎となっており、社会的排除対策をそのアプローチによって検討する際には、まずその理解が不可欠であるからである。平等とはどういうことか、平等の対象をどのように決めるのか、この場合は、なぜ社会的排除が他の問題に優先して政策に取り上げられなければならないのかという点の理解が必要であるということである。そうでなければ、社会的に排除されている人が直面している不平等をなぜ他の人が直面している不平等よりも優先的に取り扱わなければならないのかの説明がつかない。たとえば英国のブレア政権のもとで高等教育が有料化されたことに対する批判が、今なお中流階級を中心に強いが、彼らをなかなか納得させられないでいるのもこうした説明不足によるところが大きいのではないか¹⁵。

さらに、社会的排除とケイパビリティ・アプローチに関連するような記述はあっても、それとの関連を明確に表していない場合もある。たとえば、社会的排除職務部(Social Exclusion Task Force=SETF)は、2006年刊行の行動計画報告書の中で、同部がこれまで集中的に対応してきた人々の対象として、保護下にある子どもや混沌とした生活を送っている成人、すなわち概して自らの可能性を試すことができなかつたり、多くの人々が当然のように捉えている責任を受け入れてこなかつたりした人々であることを明らかにしている(SETF 2006)。前者はセンがいうケイパビリティを発揮する自由を欠いている人に値する。このように、これまで実施されてきた社会的排除対策において、センのケイパビリティ・アプローチが影響を及ぼしてきたことを示唆している研究や実践報告は存在する。しかし、ケイパビリティ・アプローチと社会的排除対策の関係についてはいまだ十分な整理がされているとはいえない。

よって以下では社会的排除対策の意義をセンのケイパビリティ・アプローチを活用して検討する際、特に彼の平等観に着目して、なぜ社会的排除が他の問題に優先して政策に取り上げられなければならないのかという点から検討する。

3. 社会的排除対策とケイパビリティ・アプローチの関係

社会的排除対策が立案・実施されるには、その立案者が平等をどのように捉えるかが決定的に重要である。なぜなら、政策立案者の平等観がそうした政策の内容に強く影響を及ぼすためである。そこで、ケイパビリティ・アプローチを用いて社会的排除対策の重要性を説明

¹⁵ かつてブレア政権のアドバイザーであったデイヴィッド・クラークも、ブレアが高等教育の有料化を断行したことについて、ブレアは教育機会の平等に関心を持っているとは思えないとして批判した。

第2章 社会的排除対策の理論的基盤

するためには、まずセンが考える人間の多様性と平等との関係について明確にする必要がある。センによれば、人間は外的な状況（資産の所有、社会的な背景、環境条件など）においてだけでなく、内的な特質（年齢、ジェンダー、身体的・精神的能力など）において多様である。よって、人間は多様な存在であり、したがって平等を判断する際に用いられる変数も複数存在するという点を踏まえた時、「人類の平等」はレトリックとなるのである（Sen 1992=1999）。「人間の多様性から生じるひとつの帰結は、ある変数に関する平等は他の変数に関する不平等を伴いがちだということである」（Sen 同上：26）。それは、ある面で平等主義を主張することが、他の面で平等を拒否することになる場合があるということの意味する。「人類の平等」というレトリックは「平等主義の重要な要素と見なされているが、個人間の差異を無視することは実は非常に反平等主義的であり、すべての人に対して平等に配慮しようとするれば不利な立場の人を優遇するという『不平等な扱い』が必要になるかもしれないという事実を覆い隠すことになっている」（同上：2）のである。

政策立案者は、こうした個人間の差異に伴う不平等に対する認識をもとに、より深刻な状況にある人々を優先して平等の対象（または不平等を取り除く対象）としていく必要とその方針を政策の対象になっていない人々にしっかりと説明する必要がある。さもなければ、政策の対象になっていない人々はその方針に対してなかなか納得しないだろう¹⁶。

ところで、「不平等な扱い」の必要性については、もともとロールズ（J. Rawls）¹⁷が彼独自の正義理論、「公正としての正義」の中で「格差原理（difference principle）」として述べたものである。センのケイパビリティ・アプローチを理解するためには、ここでセン自身強い影響を受けたことを認めつつ、批判もまた行っているロールズの「格差原理」を中心に彼の「公正としての正義」を理解する必要がある。「公正としての正義」の内容の特徴は、全体としての社会的・経済的利益の増進より、すべての人々に基本的諸自由を平等に保障する「平等な自由原理」の方が優先するとされている点と、社会で最も不利な状況にある人々の利益を最大化するための社会的・経済的不平等は正当化されるとする「格差原理」によって、社会的・経済的弱者の福祉の向上を旨とする分配的正義を提唱している点にある（田中 2004）。さらに、ロールズによれば、格差原理が適用される不平等とは、「（すべての人に共通して補償されるべき権利、機会、所得、自尊感情などの）基本財（primary goods）」に対する市民の生涯にわたる期待または人生の見込みにおける不平等である（Rawls 2001=2004）。そして、彼はこの点について、「秩序だった社会において、すべての市民に、平等な基本的諸権利と諸自由、そして公正な機会が保障されている場合、そこで最も不利な状況にある人々とは、所得に関し最低の期待を有する階層に属する人々のことである」（同上：102）としている。

しかし、センはこのようにロールズが所得や資源のような基本財を重視することを批判する。なぜなら、「経済的手段が十分であるかどうかは、所得や資源をケイパビリティに変換できる可能性を抜きにしては評価できない」（Sen 1992=1999：173）からである。いいかえれ

¹⁶ しかし、先に挙げた英国における大学教育の有料化のケースは、センのこのような考えに基づけば妥当な再配分政策であるといえよう。

¹⁷ ロールズは公共の利益（功利）を一切の価値の原理であるとする功利主義に代わる正義論を「公正としての正義」として展開し、現代政治学と倫理学において世界的に強い影響を及ぼした20世紀を代表する政治哲学者として知られている。

3. 社会的排除対策とケイパビリティ・アプローチの関係

ば、所得が高い人でも身体的な特徴や社会環境によってケイパビリティが欠如している場合があるためである。たとえば、障がいを持った人、重篤な病気に伏している人、妊娠している女性が、ある同じ年齢のまったく同じ水準の所得やその他の基本財を持っている人と同じように快適に過ごすためには多くの障害を乗り越えなければならない。このように「基本財を福祉の達成に変換する可能性が個人によって多様であるために、(所得も含めた)基本財と福祉の関係も多様になる」(同上：34)と考えるのである。

そして、センは彼独自のケイパビリティ・アプローチを展開する。このアプローチの基礎部分である「福祉」、ケイパビリティ、「機能」については、池本・野上・佐藤(1999)がすでにわかりやすく説明しているので、以下では大部分の説明をそれに従いつつ、部分的に補足説明を行う。まず「福祉」は‘well-being’の訳であり、辞書によれば‘well-being’は、満足のいく状態、安寧、幸福を意味する¹⁸。「個人の福祉は、その人の生活の質、いわば『生活の良さ』として見ることができる」(Sen 1992=1999：59)としているように、センがいう「福祉」は「暮らしぶりの良さ」を意味するのであって、福祉政策や福祉サービスをさすのではない。

また、ケイパビリティは‘capability’の訳であり、個人の素質や才能といった面でのケイパビリティを意味する‘potential’の訳ではない。ケイパビリティは「機能」の集合である。「機能」とは、人の福祉(暮らしぶりの良さ)を表す様々な状態や行動をさす。たとえば、「適切な栄養をとっている」、「健康である」、「教育を受けている」などである。センが機能に注目するのは、人の福祉を直接表すからである。これに対し、所得や効用や資源などは人の福祉の手段や結果を表すものであり、人の福祉そのものとの間にギャップを生じる。この点は、人間の多様性を考慮した場合に特に深刻なものとなる。先ほども述べたようにケイパビリティは、ある人が選択することのできる「機能」の集合であり¹⁹、すなわち、社会の枠組みの中で、その人が持っている所得や資産で何ができるかという可能性を表すものである。ただし、何ができるかは社会のあり方からも影響を受ける。差別を受けていて、できることが限られている場合には、ケイパビリティはそれだけ小さくなる。このようにケイパビリティを用いることによって、差別などの分析が可能になる。ケイパビリティが高いほど、価値ある選択肢が多くなり、行動の自由も広がる。ケイパビリティは、この意味で「自由」と密接に結びついた概念である。

公共政策や開発政策の目標が、人間を自由にすることであり、主体的に選択できる「生き方」(すなわちケイパビリティ)を広げることであるとすれば(池本他 1999)、「特定の多様性には目をつぶり、より重要な多様性に注目すること」(Sen 1992=1999：189)によって、より深刻な不平等に直面している人々からそれらを取り除き、彼らを自由にするのが優先されなければならない。なぜなら、「平等の概念の重要性は、相対的な観点、あるいは広い意味での効率性の面に注意を払わずには適切に理解することはできない」(同上：10-11)から

¹⁸ センが意味する内容からすれば‘well-being’は「福祉」ではなく「安寧」と訳す方が適切かもしれない。

¹⁹ ケイパビリティは「潜在能力」と訳されることが多い。しかし池本(1999)が指摘するように、その訳語によって、ケイパビリティの理解においてわが国では多くの誤解を与える結果ともなった。センのケイパビリティは、「子どもの潜在能力」というときの潜在能力とは明らかに異なり、また財を利用する能力とも異なる。したがって、それらの誤解を避けるために、ここでは潜在能力という用語を使わずに、原文に近いケイパビリティを用いる。

第2章 社会的排除対策の理論的基盤

であり、政策を立案する際にそれを誤っては他の人々の理解を得られないからである。

ケイパビリティはセン自身も認めるように曖昧さが残る概念である。しかし、彼は人々に計り知れないほど多くの多様性が存在することを考慮して、それを理論的に完全にしないで、またはむしろ完全にしない方が実践的であると考えた。

以上、ケイパビリティ・アプローチについて説明を行った。社会的排除対策を、ケイパビリティ・アプローチを活用して検討すると、社会的排除対策には二つの側面があることがわかる。一つは、ミクロレベルのもので、社会的に排除され、最も深刻な状況にある人々の不平等を他の人々の不平等より優先的に取り除くことによって、彼らのケイパビリティを高め、彼らの行動の自由度を高めるということである。もう一つは、マクロレベルのもので、第2節でもふれたように、それぞれの国の経済的発展のためである。

4. ヌスバウムによる「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」のリストの提示

第3節まで、センのケイパビリティ・アプローチに基づいて、社会的排除対策のあり方を論じてきた。しかし、センのケイパビリティ・アプローチに対する批判は少なくない。批判の多くはその抽象性に対するものである。いかに言えば、ケイパビリティの具体的内容が分からない、あるいはこのアプローチでは応用が利かないという点に集中している。「このような批判は、貧困を所得という統計上の問題として捉えるのではなく、ケイパビリティの欠如として現実に実感している人には起こらないものだろう」（池本 2005：365-366）という見方もあるが、社会における現実の問題に対処する際、あらかじめある程度具体的な内容が提示されていれば、応用しやすいというのが多くの意見のようである。

そのような状況において、ヌスバウムは、ケイパビリティ・アプローチを応用して、具体的な指標（ヌスバウムによれば「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」）の提示を試みている。その主なねらいは、提示したリストが「政治的構想や政治的『重なり合うコンセンサス』の基礎として」（Nussbaum 2000=2005：17）活用されることにあったが²⁰、もうひとつのねらいとしてセンのケイパビリティ・アプローチに対するそのような批判に応えることにもあったと推測される。

ところで、ヌスバウムはセンとともにケイパビリティという概念を構築した、いわば共同開発者でもある。彼女らは、1986年に世界開発経済研究所（WIDER）で共同研究を始めた。それをきっかけに、二人は、センが経済学の限界を乗り越えようとして考え出したケイパビリティという概念と、ヌスバウムが哲学の分野で研究していた概念が著しく近いことに気がついたのである。そこで議論を重ねた結果生まれたのが、今日広く知られているケイパビリティという概念である。しかし、センとヌスバウムのケイパビリティ・アプローチには、共通している点もあれば、異なる点もある。それらについては、Nussbaum(2000)の序章の中

²⁰ ヌスバウムは、「重なり合うコンセンサス」という言葉を用いて、Rawlsの意味において、「世界の特殊な形而上学的見解や特定の包括的な倫理的宗教的見解や人間性についての特定の見解を受け入れることなく、人々は独立した政治的構想の道徳的革新としてこの構想に同意するかもしれないということ」を表そうとしたと述べている。詳細については、Nussbaum (2000=2005) の90ページを参照のこと。

4. ヌスバウムによる「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」のリストの提示

で明示されているので、それらのひとつひとつについて言及することは避ける。以下では、同著の第一章、「普遍的価値の擁護のために」の中で、ヌスバウムが「最も重要なこと」として挙げている「人間の中心的な機能的ケイパビリティのリストの提示」と「ケイパビリティの分類」についてのみに焦点を絞る。これらの2点はいずれも、センが意図的に行っていないことであり、2人のアプローチを決定的に異なるものにしてしている点である。

ヌスバウムが示したリストが図表2-1である。ヌスバウムはリストの中の項目を挙げるにあたって、必ずしも合理的根拠を示してはならず、直感的な考えに基づいているとする。そして、彼女はこれらの項目を「憲法上の保証を裏付ける基本的政治原理の基礎」(Nussbaum 2000=2005: 85)として考えている。一方で「人間の機能やケイパビリティの直感的構想は、私たちの直感に照らして常に熟考し問い直さなければならない」とし、リストはいつの時代にも、どこの国にでも通用するような、普遍的なものではないことを強調する。むしろ、「それは常に挑戦を受け、新しく作り直されるべきだ」という。というのも、リストは、彼女が研究のフィールドとしてきた「インドで出会った人々との議論を通してもたらされた変化を反映したもの」(Nussbaum 2000=2005: 注 19)であり、リストの内容が社会によって異なる可能性があるためである。リストは「多元的な実現性」を理念としているため、その内容は「地域の信念や状況に合わせて具現化されることになる」(Nussbaum 2000=2005: 92)とも述べている。

図表2-1 人間の中心的な機能的ケイパビリティ

要素	内容
(1) 生命	正常な長さの人生を最後まで全うできること。人生が生きるに値しなくなる前に早死にしないこと。
(2) 身体的健康	健康であること（リプロダクティブ・ヘルスを含む）。適切な栄養を摂取できていること。適切な住居に住めること。
(3) 身体的保全	自由に移動できること。主権者として扱われる身体的境界を持つこと。つまり性的暴力、子どもに対する性的虐待、家庭内暴力の恐れがないこと。性的満足のおよび生殖に関する事項の選択の機会を持つこと。
(4) 感覚・想像力・思考	これらの感覚を使えること。想像し、考え、そして判断が下せること。読み書きや基礎的な数学的科学的訓練を含む（もちろん、これだけに限定されるわけではないが）適切な教育によって養われた“真に人間的な”方法でこれらのことができること。自己の選択や宗教・文学・音楽などの自己表現の作品や活動を行うに際して想像力と思考力を働かせること。政治や芸術の分野での表現の自由と信仰の自由の保障により護られた形で想像力を用いることができること。自分自身のやり方で人生の究極の意味を追求できること。楽しい経験をし、不必要な痛みを避けられること。

第2章 社会的排除対策の理論的基盤

要素	内容
(5) 感情	<p>自分自身の回りの物や人に対して愛情を持てること。私たちが愛し世話してくれる人々を愛せること。そのような人がいなくなることを嘆くことができること。一般に、愛せること、嘆けること、切望や感謝や正当な怒りを経験できること。極度の恐怖や不安によって、あるいは虐待や無視がトラウマとなって人の感情的発達が妨げられることがないこと（このケイパビリティを擁護することは、その発達にとって決定的に重要である人と人との様々な交わりを擁護することを意味している。）</p>
(6) 実践理性	<p>良き生活の構想を形作り、人生計画について批判的に熟考することができること（これは、良心の自由に対する擁護を伴う）。</p>
(7) 連帯	<p>A 他の人々と一緒に、そしてそれらの人々のために生きることができること。他の人を受け入れ、関心を示すことができること。様々な形の社会的な交わりに参加できること。他の人の立場を想像でき、その立場に同情できること。正義と友情の双方に対するケイパビリティを持てること（このケイパビリティを擁護することは、様々な形の協力関係を形成し育てていく制度を擁護することであり、集会と政治的発言の自由を擁護することを意味する。）</p> <p>B 自尊心を持ち屈辱を受けることのない社会的基盤を持つこと。他の人々と等しい価値を持つ尊厳のある存在として扱われること。このことは、人種、性別、性的傾向、宗教、カースト、民族、あるいは出身国に基づく差別から護られることを最低限含意する。労働については、人間らしく働くことができること、実践理性を行使し、他の労働者と相互に認め合う意味のある関係を結ぶことができること。</p>
(8) 自然との共生	<p>動物、植物、自然界に関心を持ち、それらと関わって生きること。</p>
(9) 遊び	<p>笑い、遊び、レクリエーション活動を楽しめること。</p>
(10) 環境のコントロール	<p>A 政治的 自分の生活を左右する政治的選択に効果的に参加できること。政治的参加の権利を持つこと。言論と結社の自由が護られること。</p> <p>B 物質的 形式のみならず真の機会という意味でも、(土地と動産の双方の) 資産を持つこと。他の人々と対等の財産権を持つこと。他者と同じ基盤に立って、雇用を求める権利を持つこと。不当な搜索や押収から自由であること。</p>

出所) Nussbaum (2000=2005) 93-94。

4. ヌスバウムによる「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」のリストの提示

さらに、ヌスバウムは、次の点について注意を喚起する。まず、(1)このリストはあくまでも個々の要素のリストだということである。よって、ある一つの要素を多く達成することにより他の要素の必要を満たすということはできない。また、(2)リストのそれぞれの項目は、複雑な形で互いに関連している。このことこそ、リストの他の項目を犠牲にしてひとつの項目のみを発展させることを避けなければならないもうひとつの理由である。さらに、(3)リストの項目には、「その獲得には運が重要な役割を果たす財」（ロールズはこれを「自然的財」と呼んだ）が含まれる。政府は全ての人々を健康にし、情緒的な安定をもたらすことはできない。なぜなら、こうした状態は持って生まれたものや運に左右されたりするからである。(4)リストの中で「実践理性」と「連帯」の二つは、他の全ての項目を組織し覆うものであるために特に重要であり、それによって人は真に人間らしくなる。もし人間らしく考え計画することなく人間の思慮を用いるならば、それは完全に人間的な形で用いていないことになる。

特に、3点目について、ヌスバウムは、「政府が目ざすべきは、これらのケイパビリティの社会的基礎を提供することである。つまり、ケイパビリティ・アプローチは、初期時点での資源や権力の差によってもたらされる格差を埋め合わせるように努力すべきであると主張」する。一方で、「しかし、それでも社会が確実に与えることができるのは良い生活の社会的基礎であって、良い生活そのものでない」こと、「似たようなことは、全ての自然財についても当てはまること」を主張する。彼女のこうした主張は、本稿の目的である社会における格差是正の手段としての教育のあり方を探る上で、実に示唆に富んでいる。結論を先取りすれば、われわれが提言するベーシック・エデュケーションの提供の必要性（第4章参照）である。言うまでもなく、最低限の居食住については、それ以前に整えられる必要がある。ヌスバウムがいうように、(1)~(10)の要素は、人間の中心的機能ケイパビリティであり、どれひとつ欠くことができないものである。特に、ヌスバウムによれば、(6)実践理性と(7)連帯の要素の二つは、他のすべての要素を組織し覆う特に重要なものであるが、社会的に排除されている人々が社会的排除であるゆえんはまさにこれらの二つの要素を欠いていることにある。よって政府は、社会的に排除されている人々に、これらのケイパビリティの社会的基礎を提供することを重要課題とすべきである。

また、これら二つの要素は、本稿がその目的としている社会的に排除されている人々を教育によって格差の是正を行うことを遂行する上でも、欠くことができないものである。詳細については、第3章 第2節で述べることになるが、今日、わが国では、教育の自由化や私立学校の台頭などにより、教育格差が広がり、教育が階層を固定化しつつある。保護者の所得ないしは資産の多寡が、その子弟の生涯所得の多寡も決めることとなり、教育が不平等を助長してきているのである。それは、社会的排除の状態に保護者がおかれていると、その子弟までもが将来、その状態におかれること、いいかえれば教育的不平等の世代的再生産を示唆する。さらに重要なことは、ヌスバウムのリストを使ってこれを説明すると、親の世代で(6)実践理性と(7)連帯の要素のどちらかまたはその両方を欠いた状態が長期化すれば、その状態が子の世代に引き継がれるだけでなく、より深刻化する可能性もあるということになる。したがって、世代にわたる不平等を是正するためには、子どもに対する格差是正措置を施すだけでなく、第一世代である保護者の教育機会を供与する必要がある。その際、経済的条件だけでなく教育を実際に受けられるよう環境を整えることが重要である。そして、さらにそ

■ 第2章 社会的排除対策の理論的基盤

れが所得の稼得につながるものにしなければならない。

参考文献

- Bhalla, A. S. and F. Lapeyre (2004) *Poverty and Exclusion in a Global World*, 2nd edition (福原宏幸・中村健吾監訳『グローバル化と社会的排除』昭和堂、2005年)。
- Giddens, A. (1998) *The Third Way*, London: Polity Press (佐和隆光訳『第三の道—効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社、1999年)。
- 池本幸生 (1999) 「あとがき」*。
- Nussbaum, M. (2000) *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge University Press (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発—潜在能力アプローチ』岩波書店、2005年)。
- *Sen, A. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford: Oxford University Press (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討—潜在能力と自由』、岩波書店、1999年)。
- 鈴木敏正 (2006) 「社会的排除に取り組む社会教育の論理」、日本社会教育学会編『社会的排除と社会教育』(日本の社会教育 第50集)、22-33ページ。
- **Rawls, J. (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Harvard University Press (田中重明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義：再説』岩波書店、2004年)。
- 田中重明 (2004) 「訳者あとがき」**。

第3章 EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果

1. 序

本章ではEUでの労働市場を取り上げ、そこでの特徴と教育との関係を論ずる。ここでEUを取り上げる理由は、EU各国がかかえてきた労働環境と労働の問題は、現在ならびに将来わが国が直面する問題と相似し、それに対してEUが取り組んできた政策は、わが国でも応用して導入することが可能ではないかと考えるからである。そこで、まずEU労働市場の特徴を概観する。

EUでの労働市場の特徴

EUにおける労働市場の変化の特徴は、1970年代から80年代の労働者への手厚い保護や解雇規制と、90年代以降のその弾力化といえる。70年代半ばから80年代半ばにかけての欧州における構造的失業は労働市場の硬直性が原因であるとの認識が一般的である。労働組合の加入率が高く、また労働組合のバーゲニング・パワーも強かった当時、賃金は団体交渉によって決定され、賃金は期待インフレ率を反映しやすいものであった。そのため、実質賃金の硬直性がみられた。さらに、解雇規制が厳しく、経営者による雇用削減を行うのが難しく、雇用調整が進まない状況があり、企業内に余剰人員をかかえ込む労働退蔵という状況が続いた。そのため、国際競争力の低下した部門から、成長が見込める部門への労働調整が進まず、また企業の労働コストも上昇し、EU域内企業の国際競争力を削ぐ要因の一つとして考えられてきた。

これらの様子は、1971年から2007年までの労働生産性と単位労働コストの変化率(%)を表した図表3-1によって示されている。70年代には、単位労働コストが大きく上昇し、80年代に入って次第に低下しているものの、本格的に低下しているのは90年代に入ってからである²¹。労働生産性は70年代では低下期も見られるものの、90年代に入るとほぼ安定してプラスを示している。

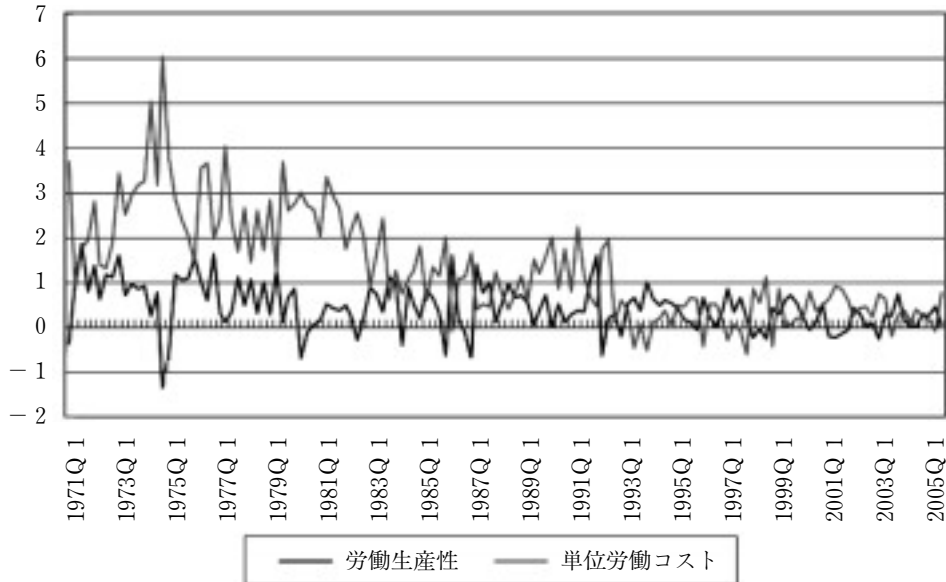
また政策的対応として、70年代、80年代では受動的労働政策(Passive Labor Policies: PLP)と呼ばれる、失業給付や早期退職制度を中心とした政策を各国は実行した。働かなくとも所得を容易に得ることができるとして、手厚い失業給付は就業のインセンティブを削いだ面も指摘される。またフランスやオランダなどで導入された早期退職制度は、高齢者の退職を促したものの、年金受給者を増加させ、非労働力人口と社会保障における年金負担を増加させることにつながった。その一方で、若年労働者の就業は促進されず、若年労働者の長期失業が見られることとなった。若年労働者の長期失業は、企業内での熟練技能を身に

²¹ 単位労働コストが低下した要因は、EUでの労働市場の規制緩和や域内経済統合による競争環境の変化などが考えられる。

第3章 EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果

つける機会を逸し、さらなる失業の長期化につながる懸念があった。すなわち、70年代、80年代に採用された欧州の労働市場対策は有効ではなかったといえる。

図表3-1 EUの労働市場での単位労働コストと労働生産性



データ出所) 欧州中央銀行、AWM データベースより。

出所) 著者作成。

そこで、欧州委員会は、デンマークが先に導入したフレキシキュリティ・モデルをEUの雇用戦略と位置づけた。フレキシキュリティとは、労働市場での柔軟性(flexibility)を高め、雇用の流動性をはかる反面、雇用の保障(security)をめざした労働政策の導入を促すこととなった。EUは2000年3月のリスボン欧州理事会において10カ年計画となるリスボン戦略を宣言し、その中で雇用戦略を盛り込んだ。EUがめざすフレキシキュリティは、①柔軟で信頼できる雇用契約、②労働者の就労可能性、③技能訓練プログラムを受けることにより、失業状態から新しい職への移動を促す積極的労働政策(Active Labour Policy: ALP)、④所得支援・就労促進・労働市場の流動性を促進させる現代的な社会保障制度の4つの柱から構成される²²。

ここで見られる欧州委員会の労働政策における大きな転換は、就労に対する保障を、一つの職にとどまれるようにする職の保障(security of job)から、いくつかの職を移動しながらでも雇用の保障(security of employment)へと転換し、新しい経済社会、すなわちICT化とグローバル化にEUが対応できるように政策転換したものと見える。特に社会的排除に直面しやすい若年労働者に対してALPを行うことを通じて、職を保障しようとするものであり、またそれ以外の年齢層でもいったん失業したとしても新しい技能を身につけて再就職

²² EUのフレキシキュリティ共通原則は8つの原則からなり、ここであげた4つの柱は第1の原則の雇用と成長のための戦略を強化するための4つの政策要素である。より詳しくは第4章を参照のこと。

しやすくすることをねらった政策である。

欧州委員会がフレキシキュリティ・モデルを労働市場政策の柱にすえたのは、欧州各国で行われてきた消極的労働政策が有効に機能しなかったことへの反省からであるが、裏返せば、欧州の労働市場モデルで機能しうると考えられるものが、デンマークのフレキシキュリティ・モデル以外に見あたらなかったともいえる。欧州の労働市場といっても欧州各国の労働市場は一つのモデルではなく、多様なモデルである。たとえば欧州委員会は柔軟性(OECDの解雇規制指数による)と保障(労働市場政策支出対GDP比率と生涯教育への参加率)の二つの観点から、EU労働市場を5つのタイプに分類している。これを示したのが図表3-2である。すなわち、アングロサクソンシステム(英国、アイルランド)、大陸欧州システム(ドイツ、フランス、ベルギー、オーストリア)、地中海システム(スペイン、ポルトガル、ギリシャ)、東欧システム(チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、イタリア)、北欧システム(デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オランダ)の5グループに分類した。

図表3-2 EUの労働市場のタイプ

型	北欧型	大陸型	アングロサクソン型	東欧型	地中海型
国名	デンマーク フィンランド スウェーデン オランダ	ドイツ フランス ベルギー オーストリア	アイルランド イギリス	チェコ ハンガリー ポーランド スロバキア イタリア	ギリシャ ポルトガル スペイン
柔軟性 (flexibility)	中～高	低～中	高	中～高	低
安定性 (stability)	高	中～高	低	低	低
税のくさび	中～高	中～高	低	中～高	*

注) データの制約により、EU加盟国中、18ヶ国のみを分析対象としている。

柔軟性の指標はOECDの解雇規制指数(EPL)、安定性の指標は労働市場政策支出の対GDP比と生涯学習・職業訓練プログラムへの参加率

税のくさびは雇用主が負担する労働コストと労働者の正味手取り額の差(所得税と雇用主・労働者の社会保障負担から現金給付を差し引いたもの) * =明確な傾向なし

出所) 伊藤さゆり(2009)図表5より。

原出所) European Commission, 'Employment in Europe 2006', pp. 103-107より。

アングロサクソン型では労働市場の柔軟性は高いものの、保障の程度は低く、労働者は雇用の不安を持ちやすい。大陸型では保障は高いものの、柔軟性が低く、労働市場での流動性が阻害されやすい。東欧型では柔軟性は比較的高いものの、保障の程度は低い特徴を持つためアングロサクソン型に近い特徴をもつ。これは1990年代に共産主義体制から自由経済体制へと移行する時のモデルとして、IMF・世界銀行によってアングロサクソン型が採用されたことと関係があろう。さらに、地中海型では柔軟性も保障も低いため、長期的雇用を前提としている。北欧型は柔軟性も比較的高く、また保障の程度も高いため、労働市場での流動性もあり、就労可能性も高いモデルとなる。この中で北欧型モデルが労働市場でのフレキシキュ

■ 第3章 EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果

リティを実現したグループであり、欧州委員会のめざすモデルがこれである。したがって、それ以外の欧州の労働市場モデルは将来的には有効なモデルとはなりえないと判断していることになる。

また、以上のようなEU加盟各国の労働市場構造の違いは、雇用調整のスピードや雇用への安定感などの違いがあるため、EU域内の労働移動にも影響を与えることにもなる。ただし、欧州委員会も単一のフレキシキュリティ・モデルを普遍的にEU各国に適用しようとは考えておらず、4つのアプローチを提唱している²³。第1のアプローチは、主に地中海諸国を対象とし、規制緩和によって急増した非正規雇用を労働法改正によって正規雇用化することを提案している。第2は労働市場が硬直的で長期失業者が多い大陸諸国を対象とし、職の保障を前提とした企業内の柔軟性（配置転換や企業内教育）を発展させることで就労可能性を高めるとする。第3は、低技能労働者が多く、貧困率の高いアングロサクソン諸国を対象とし、人的資源への投資拡大によって技能格差の解消に取り組むことを提唱する。第4は、多数の失業手当受給者を抱える東欧諸国を対象とし、有効な労働市場政策による雇用機会の拡大と福祉依存からの脱却を提案している²⁴。

日本の労働市場は従来、正規雇用を中心とした雇用環境があったが、1990年代での長期不況を通じて、非正規雇用が増加していることについては第1章でふれた。これにより日本の市場でも柔軟性は出てきている。第4章でふれるが、解雇規制は正規雇用ではドイツ並みに厳しいが、非正規雇用では、オランダ、イギリス並みとなっているので、全体的から見れば中程度の柔軟性があるといつてよいであろう。その一方で、日本は受動的労働政策を中心としたもので積極的労働政策は限定的になっている。それを示したのが図表3-3である。これは労働市場政策支出の対GDP比を示したものであるが、これによれば日本の積極的労働市場政策に関わる支出はアメリカ、イギリス並みである。したがって、この二つの事実から中程度の柔軟性と低い労働保障であり、アングロサクソン型、東欧型に近いものといえる。そうであるならば、上記の第3、ないしは第4のアプローチが日本にも適応すべきということになる。これらに共通する政策は、積極的労働市場政策を通じた人的資本を蓄積するための技能教育により、福祉依存体質から転換すべきということになる。

そこで、注目されるのが教育の役割である。特に雇用に結びつく教育の役割が日本において重要となる。次節では、教育と労働との関係がEU諸国ではどのような実態になっているのかを検証する。

2. 社会的排除と教育の役割

本稿の焦点である、社会的排除に取り組むための施策について、様々なものが考えられるであろう。たとえば、雇用を高めるために、総需要管理政策による景気浮揚を行うマクロ経済政策も考えるが、それは短期的な効果はあるものの、長期的には効果は持続しない。ま

²³ European Commission (2006) を参照。

²⁴ ここでのフレキシキュリティに関する整理は若森 (2009) を参考にしている。

2. 社会的排除と教育の役割

た、生活保護を中心とした再配分政策の拡充であっても、社会的に排除された状況を改善するのに貢献しうるであろう。しかし、中長期的な視野に立つと、それだけでは不十分であり、あるいは生活保護があることによりかえって自助努力を怠るモラルハザードを促してしまう懸念もある。中長期的には衣食住を確保し、心身健康であるならば、自らが社会の中で職を得て所得を稼得することが、社会的排除の状態から脱出するには必要なことである。

図表3-3 主要国の労働市場政策支出

(対 GDP 比：単位%)

	合計	積極的労働市場政策							消極的労働市場政策		
		公共職業サービス	職業訓練	雇用インセンティブ	就業支援、訓練	直接的雇用創出	創意インセンティブ	失業所得補助支援	早期退職		
日本 ¹⁾	0.59	0.19	0.14	0.04	0.01	—	—	—	0.4	0.4	—
アメリカ ¹⁾	0.38	0.14	0.03	0.05	—	0.03	0.01	—	0.24	0.24	—
カナダ ¹⁾	0.9	0.31	0.15	0.08	0.01	0.02	0.02	0.01	0.6	0.6	—
イギリス ¹⁾	0.61	0.42	0.37	0.02	0.01	0.01	—	—	0.19	0.19	—
ドイツ	2.97	0.88	0.27	0.33	0.06	0.01	0.09	0.12	2.09	2.04	0.05
フランス	2.32	0.92	0.24	0.29	0.12	0.07	0.19	0.01	1.39	1.35	0.05
イタリア	1.32	0.53	0.09	0.22	0.18	—	0.01	0.04	0.79	0.69	0.11
オランダ	2.67	1.21	0.47	0.12	0.01	0.49	0.12	—	1.46	1.46	—
ベルギー	2.9	1.09	0.21	0.2	0.21	0.12	0.35	—	1.81	1.4	0.41
ルクセンブルク	1.08	0.49	0.06	0.12	0.2	0.01	0.1	—	0.59	0.42	0.17
デンマーク ²⁾	4.51	1.85	0.33	0.54	0.47	0.51	—	—	2.66	1.94	0.72
スウェーデン	2.32	1.36	0.23	0.33	0.58	0.2	—	0.03	0.96	0.96	—
フィンランド	2.58	0.89	0.17	0.37	0.15	0.1	0.09	0.02	1.69	1.29	0.4
ノルウェー	1.08	0.58	0.12	0.26	0.02	0.13	0.05	—	0.5	0.5	—
韓国	0.37	0.13	0.03	0.05	0.03	—	0.01	—	0.24	0.24	—
オーストラリア ¹⁾	0.85	0.34	0.19	0.01	0.01	0.05	0.07	0.01	0.5	0.5	—
ニュージーランド ¹⁾	0.72	0.38	0.11	0.18	0.02	0.05	—	0.01	0.34	0.34	—

1) 2006-2007年の値。

2) 2004年の値。

注) 雇用インセンティブとは、雇用を維持した企業に対して、法人税の引き下げや補助金を給付するなど雇用を促進させる制度の予算措置。創業インセンティブとは、起業する際に法人税を減免したり、補助金を給付したりするなどの起業支援措置をさす。データ出所) OECD, Employment Outlook 2008 より。

たとえば英国での社会的排除対策としては、1) 経済的向上のための 障害者の雇用促進のための専門家雇用プログラム、雇用のための教育プログラム 2) 子供の貧困解決のための子供を有する失業家庭に対する財政的支援、税制優遇、雇用の促進、3) 機会の平等のための若者の教育水準、技術の向上、子供の健康向上、居住環境の向上、障害者の雇用・教育促進などが実行されており、一定の成果を上げている。そこで社会的に排除されている人々をその状態から脱出させ、社会的に包摂するためには、社会が義務教育や高等学校、専門学校での教育機会を用意するだけでなく、より積極的に労働市場で職を得るのに必要なプログラムを提供し、それに人々を参加させるインセンティブが必要とも考えられる。非雇用者の能力を高める人的資本を促す教育が重要な役割を果たすものと考えられるからである。さらに、本稿では深く立ち入らないが、昨今ニュージーランド、スウェーデン、イギリスなどの国々を

■ 第3章 EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果

中心に保育所の主な目的を、親の就労支援ではなく、幼児の教育に転換しつつあることも忘れてはならない。貧困世帯に生まれた子どもでも、質の高い幼児教育を受けることによって将来の経済的自立を果たすことが容易になり、その結果、社会は生活保護をはじめとする社会保障費の支出を抑制したり、犯罪率を低下させたりすることが可能であることがわかってきたからである (OECD 2001)²⁵。

ここで教育をどのようにとらえるのかを整理しておく必要がある。教育を論ずる場合、通常、教育学の観点からであろう。そこでは個人の人格形成、社会性、教養の涵養などに焦点が当てられる。しかし、ここでは教育の役割を限定的にとらえ、社会的排除の状態から脱出するための手段として考える。そうであるならば、教育を自らの投資としてとらえることができる。すなわち、教育が生み出す個人の生涯を通じた収益率が問題となる。他の投資機会と比べて教育の収益率（これは内部収益率と呼ぶ）が高いのであれば、教育投資を行うこととなる。このように投資として身につけた教育が職業を決定づけるのであれば、教育機会によって、学歴が将来受け取る生涯所得の決定要因になる。それはまた、不平等を生み出す要因ともなりうる。なぜなら、社会で教育機会が有償の場合、高額な所得ないしは資産を保有する家庭は子弟により質の高く高額な教育を供与することができるが、そうでない家庭は、一般的な低額な教育に甘んじなければならず、その教育投資が子弟の生涯所得を決定するからである。すなわち、保護者の所得ないしは資産の多寡が、その子弟の生涯所得の多寡も決めることとなり、教育が不平等を助長する可能性が高い。社会的排除の状態に保護者がおかれていると、その子弟までもが将来、その状態におかれることを示唆する。したがって、世代にわたる不平等を是正するためには、子どもに対する格差是正措置を施すだけでなく、第一世代である保護者の教育機会を低額で供与し、それが所得の稼得につながるものにしなければならない。

ただし、ここで必要となる教育とはどのような質のものであるかも重要な論点である。これに関連して、経済学での資本と技能の補完性は重要な視点になる。これは、資本量が増加するときには、企業はより高度な技能を持った労働者を必要とするというものである。生産設備がより高度になっていくと、より高い技能や学歴を持った労働者を必要とするということになる。これは、高度な機械を使いこなすためにはより技能の高い労働者が必要になるとともに、従来の単純な労働は資本である機械によって置き換えられ、それ以外のより高度な労働を行う労働者の需要が高まることによるものと考えられる。

階層間移動と学歴

さらに教育の役割が世代を超えて長期にわたる階層間移動に影響を与えることも指摘されてきた。これには、親の階層が子の階層を直接的に決定する経路と、親の階層が子の教育(学歴)に影響を与え、それが子の階層を決定するという経路が考えられる。前者は欧州にみられた状況を説明するのに用いられ、後者は戦後日本の階層構造を説明するのに用いられるモデルである。戦後日本では教育機会が比較的多くの人に開かれ、教育を受け学歴を持てば、

²⁵ 社会的排除対策として、親世代と子世代へのアプローチがあるとすれば、これは子世代へのアプローチといえよう。

親の階層より上位に移動できると信じられてきた。これにより戦後の受験競争が厳しさを増していったものの、概ね肯定的に受け止められてきた。ただし、そのような状況が受け入れられてきた背景には経済発展が著しく、資本集約的な産業が拡大し、教育費を賄えるだけの所得の上昇も実現したことがある。そして、戦後には私立の高校、短大・大学など高等教育機関の設立が相次いだこともあり、日本全体で学歴が高学歴化していく素地ができあがった。すなわち、子が親以上の学歴を獲得する機会が拡大したといえる²⁶。それにより、1960年代末には進学率も上昇し続け、現在では高校では90%以上が、短大・大学でも50%以上が進学する高学歴社会が確立している。

しかし、経済成長が鈍化し、しかも長期的にそれが持続すると予想されるもとでは、資本集約的な産業のこれ以上の拡大は見込まれず、所得の上昇も期待されず、さらには雇用の不安定化というリスクにも被雇用者は直面するので、子どもの世代は親以上の高い教育を受け、学歴を獲得するインセンティブが薄れつつある。そのため、教育を通じた階層間移動も起こりにくくなり、階層の固定化がみられる可能性がある。しかも、親の間での所得格差が常態化すると、費用の高い私立学校に進学できる層も固定され、教育を通じて階層の固定化がもたらされる。経済成長が著しい時期には、階層間移動を促した教育であるが、経済成長が鈍化すると、階層の固定性を強める役割を教育が果たしてしまうことにもなる。社会のダイナミズムを取り戻すためには、このような状況を回避することが必要ではあるが、そのためには教育が職につながっているのかどうか、それを確認しておく必要がある。そのため次節ではEU諸国での教育と失業との関係を最近のデータを利用して検証する。

3. 教育と労働の実証研究

社会的排除の状態にある個人に、教育機会を提供するとしても、それが職を得る、あるいは社会的排除の状態のもっとも深刻な状態である失業状態を改善するものでなければ、税をもって教育機会を与えるなどの社会的コストを支払う意義はない。

そこで、まずEU諸国での雇用と教育との関係について、四半期データをプールしたプール推定によって確認する。ここで取り上げたEU諸国とは、ベルギー、ドイツ、英国、フィンランド、オランダ、デンマーク、フランスである。また、実証する推定式は以下の通りである。

$$y_{it} = bx_{it} + e_{it} \quad (1)$$

ただし、左辺の被説明変数 y はEU各国の男女別かつ学歴別の失業率を、 x は説明変数であり、ここでは説明変数としては、学歴ダミー(高校卒、専門学校卒、大学卒)、男女ダミー(男性=0、女性=1)、そして実質成長率(前年比)をとりあげた。さらに b は x の係数であり、 e は誤差項を表す。また添え字の i は国を、 t は時間をあらわす。

学歴別の失業率への影響が、男女で異なるのか、またマクロ経済からの影響をコントロー

²⁶ ただし、全体としてより高い階層へと移動していたとすると、個人では階層間移動を実現できたと思えたとしても、社会の中での順位で見ると親の順位と子の順位はそれほど移動していなかったのかもしれない。

第3章 EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果

ルするために、実質成長率を説明変数に含めている。たとえば、専門学校卒の効果が失業率に影響を与えるのならば、符号はマイナスとなることが予想される。さらに、一期前の学歴別失業率を被説明変数に加えている。これにより、失業の持続がどの学歴では持続する傾向にあるのかを推定する。ここで用いた各国のデータは欧州委員会統計局（Eurostat）よりすべて入手した。

実証結果は、図表3-4のとおりとなる。ただし、UNEMP 1(-1)～UNEMP 8(-1)は学歴別男女別の失業率の一期前の値をそれぞれ示している。この結果より、学歴効果として高卒だけではかえって失業率を各国で高める可能性のあることを示している。また専門学校卒に関しては、ベルギー、ドイツ、英国、フィンランド、オランダ、デンマークで有意に失業率にマイナスの影響を与えることを示している。大学卒（tertiary）に関しては、ベルギー、ドイツが10%水準で有意であるものの、その他の国では有意ではない。また、英国はプラスの符号が出ており、推定式の誤りか、あるいは大卒の方がかえって失業率が高くなるという労働市場の特異性を示している。英国、オランダ、デンマーク以外の諸国では、マイナスという符号条件は満たす結果となり、それらの国では大きな効果ではないものの、大卒の学歴効果が働いていることを示唆している。

また男女別ダミーに関して符号がマイナスであるならば男性にとって労働市場では有利に働いていることを示唆する。符号がマイナスの国は、ベルギー、ドイツ、オランダであるが、オランダは有意ではない。またその他の国はプラスであり、女性にとって有利であることを示唆しているが、フランス、オランダでは有意ではなく、英国、フィンランド、デンマークが有意となっており、それらの国では男女平等的な労働市場になっていることを示唆している。さらに実質成長率に関しては、符号がマイナスで有意であるのはベルギーのみであった。またフィンランドでは係数値は小さいものの有意に正である。この結果より、同時期の景気にはほとんど反応しない粘着的な市場であることを示唆している²⁷。

以上の結果より、英国、オランダ、デンマークでは失業率に対して学歴、すなわち教育がある程度の効果があることを示唆している。特に専門学校卒の効果が顕著に認められた。そのことから、EU諸国での専門技能、あるいは職業訓練が失業率を引き下げることによって一定の効果があることを示唆している。

以上の実証結果は、失業状態を改善するための社会制度設計を考える上で、雇用に結びつく教育制度の重要性を示唆する。あえて踏み込めば、そのような雇用政策と教育政策を結びつけるような社会制度を実現することができれば、現在の日本の抱える貧困問題や社会排除問題を緩和することができる可能性がある。

そこでEU主要国であるフランスとドイツの教育政策を概観し、それが社会的排除対策として有効であったかどうかを簡単に検討する。まずフランスでは、ほとんどすべての教育は国家によってまかなわれている。教育の質に関しては、非識字児童の撲滅、肢体不自由児と病気の学生へのよりよい教育環境の提供、職業教育の価値の見直し、一般的な教育と職業教育の連携などに取り組んでいる。

²⁷ ラグ付きの実質成長率を説明変数に加えた場合、有意となる国が増えることは予想される。これに関しては、今後、検討を加えていきたい。

図表3-4 失業に対する教育の役割

被説明変数：失業率（男女別、学歴別データをプール）

推定方法：Pooled Least Squares

推定期間：1998Q2 2008Q4

Linear estimation after one-step weighting matrix

変数	ベルギー			ドイツ			フランス			英 国		
	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値
高校卒	7.7823	10.927	0	4.5318	2.5564	0.0125	0.0949	3.7526	0.0002	2.1129	5.0529	0
専門学校卒	-2.278	-2.582	0.0103	-5.985	-3.195	0.002	7.3614	1.5315	0.1273	-1.548	-3.617	0.0004
大学卒	-2.031	-2.796	0.0055	-1.734	-1.963	0.0532	-0.378	-0.8	0.4247	1.8732	5.7808	0
男女別卒	-1.525	-2.43	0.0157	-3.221	-3.066	0.003	0.5573	1.8377	0.0676	0.8126	2.7152	0.0071
実質成長率	-0.221	-2.507	0.0127	0.1395	1.2456	0.2166	0.4355	1.3409	0.1815	0.0433	0.9017	0.3681
UNEMP 1(-1)	0.9765	59.417	0	-0.023	-0.12	0.9046	0.5156	1.8955	0.0595	1.0033	63.638	0
UNEMP 2(-1)	0.5007	10.73	0	0.127	0.8018	0.4251	0.5427	1.9749	0.0497	0.152	0.9431	0.3465
UNEMP 3(-1)	0.4315	5.5939	0	0.0225	0.1345	0.8933	0.5581	2.05	0.0417	0.9231	48.54	0
UNEMP 4(-1)	0.1875	1.5126	0.1315	-0.479	-1.927	0.0577	0.576	2.1236	0.035	0.5738	9.0324	0
UNEMP 5(-1)	1.1982	13.261	0	0.2073	1.4381	0.1544	0.6159	2.7753	0.0061	0.91	30.899	0
UNEMP 6(-1)	0.422	6.0329	0	0.3427	2.9119	0.0047	0.6327	2.797	0.0057	0.406	4.3807	0
UNEMP 7(-1)	0.3623	3.2127	0.0015	0.2916	2.2057	0.0304	0.6468	2.8431	0.0049	0.5439	6.8446	0
UNEMP 8(-1)	0.4818	3.449	0.0006	-0.243	-1.106	0.272	0.6457	2.8367	0.005	0.5092	6.2623	0
Weighted Statistics			Weighted Statistics			Weighted Statistics			Weighted Statistic			
R2	0.9451		R2	0.9925		R2	0.9959		R2	0.9793		
Adj R2	0.9428		Adj R2	0.9893		Adj R2	0.9956		Adj R2	0.9783		
S.E.	1.0294		S.E.	0.5163		S.E.	0.1524		S.E.	0.6788		
D.W.stat	2.1834		D.W.stat	2.3352		D.W.stat	0.8156		D.W.stat	5.9678		
S.S.R	306.22		S.S.R	1.7613		S.S.R	-0.864		S.S.R	117.51		

変数	フィンランド			オランダ			デンマーク		
	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値
高校卒	16.718	17.54	0	0.8936	4.1984	0	2.9233	13.779	0
専門学校卒	-15.29	-16.79	0	-0.713	-2.334	0.0204	-2.105	-7.908	0
大学卒	-0.647	-1.534	0.126	0.2578	1.2315	0.2192	0.3412	1.3779	0.1693
男女別卒	1.7965	3.7813	0.0002	-0.095	-0.776	0.4387	0.6138	2.548	0.0114
実質成長率	0.0977	2.2089	0.028	-0.003	-0.109	0.9132	0.0327	1.4278	0.1544
UNEMP 1(-1)	0.9893	346.08	0	0.9721	56.042	0	0.9694	601.56	0
UNEMP 2(-1)	-0.079	-1.277	0.2025	0.8419	19.904	0	0.5338	17.668	0
UNEMP 3(-1)	0.8586	30.23	0	0.9223	13.88	0	0.7688	10.196	0
UNEMP 4(-1)	0.8048	20.247	0	0.7833	9.9861	0	0.6504	8.4786	0
UNEMP 5(-1)	0.7941	13.45	0	1.0026	19.911	0	0.8585	18.942	0
UNEMP 6(-1)	-0.357	-5.237	0	0.8068	16.227	0	0.5109	22.091	0
UNEMP 7(-1)	0.6157	28.797	0	0.9584	14.485	0	0.6939	16.305	0
UNEMP 8(-1)	0.3129	1.953	0.0518	0.8584	14.845	0	0.5332	9.8866	0
Weighted Statistics			Weighted Statistics			Weighted Statistics			
R2	0.9435		R2	0.9384		R2	0.8048		
Adj R2	0.9412		Adj R2	0.9355		Adj R2	0.7967		
S.E.	1.6396		S.E.	0.5173		S.E.	0.8766		
D.W.stat	11.227		D.W.stat	2.3263		D.W.stat	2.2136		
S.S.R	782.28		S.S.R	69.313		S.S.R	221.29		

出所）著者作成。

第3章 EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果

フランスは移民も含めて保護者の所得の多寡に関わらず、できるだけ教育の機会を拡大し、質的にも社会的弱者に対する教育機会を提供しようとしているといえよう。また、教育と職業とを結びつけ、それによって社会的排除に陥りやすい社会的弱者を、社会的排除状態にせず、あるいは排除状態に陥ったにせよ、そこから抜け出せる機会を与えることにつながる教育政策を行っている。

しかし、フランスは高等教育の点では問題点がある。それは一般大学とグランゼコールと呼ばれる高等教育機関が併存している点である。フランス国内で一般的により所得の高い職を得ようとすればグランゼコール卒の学生が有利であるとされる。それは一般大学はバカロレアと呼ばれる入学試験に合格すれば、ほぼ希望する大学に無料で進学できるものの、グランゼコールには厳しい入学選抜試験があり、学費も年間5,000ユーロはかかるとされる。したがって、所得の高い家庭の子弟が、グランゼコールへの準備段階から有利になっていると推察される。またグランゼコール卒の人材を企業が求め、それがフランス国内で理解されているために高い学費を支払うことをいとわないとも考えられる。そのため、一般大学卒では就職の機会が相対的に少なく、若年失業者の失業率が高くなる原因ともなっている。

したがって、教育政策によって社会的排除をなくそうとしても、グランゼコール卒の労働需要は高く、それ以外の大学生や、高卒者に対しての需要がそれほど高くない結果、若者の失業率が高い結果となっている。このことは、教育政策の理念と現実とが乖離しているといえよう。

またドイツでは、教育政策を行う主体は州政府にある。連邦政府は職業訓練と高等教育について州政府と共同で行う主体となる。ドイツでは、進学のルートはいくつかあり、小学校を卒業すると、大学進学をめざす中高一貫校のギムナジウム、職人や販売員をめざす基幹学校、事務職や専門職に就くための専門大学や専門上級学校をめざす実科学校が主なコースである。その他、総合性学校や12年間一貫性の私立のシュタイナー学校もある。

連邦政府は2010年までに若年失業者数削減のための緊急計画を通じて、職業訓練のない若者の数を半減するとしている。さらに、職業訓練経験のない若者に対して就職前教育の計画がある。これは職業訓練に対する若年者の適合性を見極めるためのプログラムとなる。これにより社会的弱者を支援することもねらいとしている。その一方で、ドイツはEUのボローニャプロセスに適合するために、高等教育機関によって提供される学位修士制度を改定して、ボローニャプロセスで決定された最低の終了年限である3年間(6セメスター)をドイツは受け入れた。これにより他国に比べて短い期間で学士が養成されることで、ドイツの制度は注目を集めることとなったものの、企業側の学士需要がそれほど高くないとされ、旧制度と同じ5年卒となる修士課程を修了した学生を雇用する傾向があるとされる。この点は詳細に検証する必要があるものの、企業の需要が一定程度、専門学校卒、新たな大学卒にも現れないと、教育の就職への効果が現れないことになり、社会的排除対策としての教育政策の効果も薄くなる。

以上、フランス、ドイツの教育政策を検討すると、社会的排除対策としての最終的な効果はやや弱いものの、できる限り職業訓練の機会や高等教育機関での教育機会の拡大を行いつつある。これらのことが、より社会で浸透してゆけば社会的弱者や若年者の失業を緩和することにつながる期待できよう。

しかしながら、日本の現状を振り返ると、わが国では教育の格差が拡大しつつあることに対する懸念が高まっている。それを実証的に示すために、教育格差を国際比較した教育ジ

図表3-5 OECD 諸国での教育ジニ係数の推移

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
オーストラリア	0.2457	0.2008	0.1711	0.1467	0.1288	0.0873	0.0649	0.0526	0.0339	0.0027	0.0196
オーストリア	0.1634	0.1237	0.1145	0.1017	0.0855	0.0723	0.0636	0.0149	0.0165	0.0205	0.0226
ベルギー	0.2172	0.1945	0.1716	0.1539	0.1374	0.1170	0.0938	0.0552	0.0295	0.0134	0.0005
カナダ	0.1480	0.1644	0.1828	0.1994	0.2283	0.2433	0.2647	0.2737	0.2942	0.3057	0.3252
チェコ	0.0440	0.0423	0.0308	0.0305	0.0262	0.0013	0.0155	0.0138	0.0289	0.0368	0.0412
デンマーク	n.a.	0.0384	0.0605	0.0466	0.0890	0.1045	0.1213	0.1369	0.1415	0.1583	0.0757
フィンランド	0.0236	0.0087	0.0284	0.0457	0.0605	0.0735	0.0913	0.1161	0.1312	0.1440	0.1635
フランス	0.2207	0.2001	0.1776	0.1586	0.1382	0.1179	0.1137	0.1023	0.0806	0.0663	0.0463
ドイツ	0.0576	0.0661	0.0407	0.0514	0.0572	0.0628	0.0719	0.0860	0.0749	0.0703	0.0848
ギリシャ	0.4674	0.4278	0.3944	0.3776	0.3597	0.3330	0.3031	0.2458	0.2345	0.2057	0.1891
ハンガリー	0.2661	0.2527	0.2017	0.1752	0.1669	0.1490	0.1077	0.0804	0.0661	0.0425	0.0275
アイスランド	0.2510	0.2585	0.2359	0.2339	0.2007	0.1686	0.1219	0.1038	0.0689	0.0757	0.0592
アイルランド	0.3079	0.3069	0.2680	0.4051	0.2306	0.1621	0.1268	0.0981	0.0669	0.0312	0.0024
イタリア	n.a.	0.6031	0.5722	0.5727	0.5476	0.5283	0.4715	0.4551	0.4277	0.4042	0.3828
日本	0.1005	0.1043	0.1251	0.1588	0.1666	0.1788	0.1951	0.2147	0.2344	0.2390	0.2434
韓国	0.1939	0.1162	0.0981	0.0803	0.0552	0.0322	0.0266	0.0492	0.0710	0.0948	0.1225
ルクセンブルグ	n.a.	n.a.	0.2827	0.2804	0.3248	0.2114	0.2889	0.1382	0.0790	0.1096	0.0806
メキシコ	0.7555	0.7487	0.7668	0.7185	0.7062	0.6964	0.6979	0.6634	0.6689	0.6511	0.6303
オランダ	n.a.	0.1204	0.2477	0.1235	0.1225	0.0739	0.0331	0.0045	0.0195	0.0258	0.0400
ニュージーランド	0.1220	0.1046	0.0869	0.0737	0.0582	0.0325	0.0047	0.0336	0.0853	0.0874	0.1254
ノルウェー	0.0863	0.1160	0.1203	0.1314	0.1519	0.1651	0.1754	0.1909	0.0980	0.1159	0.1285
ポーランド	0.1300	0.1102	0.1039	0.0883	0.0757	0.0619	0.0319	0.0036	0.0200	0.0362	0.0486
ポルトガル	n.a.	0.9780	0.9538	0.9427	0.9285	0.9193	0.8589	0.7908	0.7651	0.7375	0.7370
スロバキア	0.1108	0.0959	0.0750	0.0579	0.0390	0.0309	0.0149	0.0286	0.0068	0.0073	0.0107
スペイン	0.6113	0.5727	0.5233	0.4583	0.4233	0.3957	0.3668	0.3239	0.2555	0.2404	0.2238
スウェーデン	0.0286	0.0412	0.0533	0.0759	0.1195	0.1373	0.1512	0.1684	0.1282	0.1411	0.1533
スイス	0.0347	0.0563	0.0650	0.0730	0.0785	0.0995	0.1001	0.1111	0.1265	0.1350	0.1466
トルコ	0.9334	0.9207	0.9004	0.8822	0.8764	0.8416	0.8092	0.8251	0.7968	0.7689	0.7577
英国	0.1974	0.1721	0.1435	0.1235	0.1161	0.0932	0.0721	0.0466	0.0356	0.0107	0.0004
米国	0.1906	0.2028	0.2151	0.2263	0.2357	0.2404	0.2446	0.2536	0.2522	0.2565	0.2646
OECD 平均	0.1762	0.1845	0.1707	0.1561	0.1332	0.1117	0.0892	0.0659	0.0541	0.0395	0.0243
EU19ヶ国平均	0.1808	0.2062	0.1971	0.1838	0.1613	0.1352	0.1174	0.0837	0.0672	0.0541	0.0416

注1) 利用データは、*Education at a Glance 2009 : OECD Indicators*。

注2) 学歴を高卒以下、高卒+専門学校卒+短大卒、4年制大学卒以上の3段階に分け、各国の就学年限と、25歳から64歳以下でのそれぞれの卒業者のデータから、まず平均就学年数を求めた。そして対象となる集団に含まれるすべての数値間の差の絶対値を合計して平均差とする。さらに平均する平均差を全体の平均値の2倍で割ることで、教育ジニ係数を求めた。

出所) 著者作成

■ 第3章 EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果

ニ係数を独自に作成し、図表3-5に掲げている²⁸。ただし、教育ジニ係数は、教育歴の格差を示すものでありこれは25歳以上64歳以下の成人男女の教育到達度から求めている。これによると、主にEU諸国での教育ジニ係数は低いものの、日本ではその係数が上昇し、特に近年では大きくなっていることがわかる。したがって、低成長期にある日本において、教育を通じた階層間移動の機会は少なからずあるかもしれないものの、教育格差が広がり、教育が階層を固定化する方向に働く可能性を示唆している。したがって、教育の自由化や、私立学校の台頭、あるいは自己負担による職業訓練などによって、教育・職業訓練が家計の自己負担によって行わざるをえなくなると、ますます教育を受ける費用が高額となり、そのため社会的排除におかれた場合には、当該者が教育・訓練を通じて脱出する機会が少なくなるだけでなく、その子弟も社会的排除状態におかれることとなる。そのような状況を回避するためには、まず子ども世代だけでなく親世代、すなわち社会的排除におかれた当該者に対して、教育・訓練を何らかの公的な政策として行い、雇用を保障しながらも、ICT化やグローバル化による経済情勢の変化に対応できるような社会制度を整備する必要がある日本の将来のためには必要となる。

EU諸国では、すでにそのような社会制度をもつデンマーク、オランダという先例があり、そのような社会制度をフレキシキュリティと呼んでいる。そこで、次にフレキシキュリティ社会の検討を行うこととする。

参考文献

- Baldwin, R. and C. Wyplosz (2006) "Chapter 8: Economic Integration, labour markets and migration", in Richard Baldwin & Charles Wyplosz, *The Economics of European Integration*, 2nd ed., McGraw Hill, UK, pp. 175-200.
- Bertola G. (2007) "Chapter14 Europe's Unemployment Problem", in Mark Artis & Frederick Nixson, *The Economics of the European Union*, 4th ed., Oxford University Press, UK, pp. 354-374.
- Blanchard, O. (2004) "The Economic Future of Europe," *NBER Working Papers* 10310, National Bureau of Economic Research, Inc., 2004.
- Blanchard, O. (2006) "European Unemployment Problem", in *Economic Policy*, January, Blackwell Publishing, pp. 7-59.
- European Commission (2006) *Employment in Europe 2006*.
- 濱口圭一郎(2003)「EUの雇用戦略」日本労働研究雑誌516号、2003年7月、日本労働研究機構 <http://search.jword.jp/cns.dll?type=lk&fm=127&agent=11&partner=nifty&name=Google&lang=euc&prop=550&bypass=2&disconfig=> アクセス日 2009年10月29日。
- 濱口圭一郎(2008)「EU雇用戦略と社会保障 一公開調整手法による政策協調」『海外社会保障研究』、2008年冬号、pp. 14-24。
- 星野郁(2008)「経済・通貨統合と拡大に伴うヨーロッパの労働市場と労使関係の変容」立命館国際研究、20号3巻、2008年3月、pp. 113-152。
- 北條雅一(2008)「日本の教育の不平等—教育ジニ係数による計測」『日本経済研究』59号、pp. 66-82。
- 伊藤さゆり(2009)「世界金融危機・同時不況下のEUの雇用調整の行方」日本EU学会2009年研究

²⁸ わが国の教育ジニ係数については北條(2008)が報告しており、本稿もそれを参考にしている。

- 大会報告論文。
- 厚生労働省 (2009) 『世界の厚生労働2009』TKC 出版、2009年1月。
- Lindbeck A. and D. Snower (1988) *The Insider-Outsider Theory of Employment and Unemployment*, MIT Press.
- 中田 (黒田) 祥子 (2001) 「失業に関する理論的・実証的分析の発展について」『金融研究』日本銀行金融研究所、2001年4月、pp. 69-124。
- Mabbett, D. (2005) “The Development of Rights-based Social Policy in the European Union : The Example of Disability Rights”, in *Journal of Common Market Studies*, Vol. 43, No. 1, March 2005, Blackwell Publishing, pp. 97-120.
- Nickell, S. (1997): Unemployment and Labour Market Rigidities: Europe Versus North America”, *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 11, Issue 3 (Summer), 1997, pp. 55-74.
- OECD (2001) *The Well-being of Nations : the role of human and Social Capital*, Paris : OECD.
- OECD (2006) *Starting Strong II*, Paris : OECD.
- 小倉一哉 (2002) 「非典型雇用の国際比較 日本・アメリカ・欧州諸国の概念と現状」日本労働研究機構『日本労働研究雑誌』505号、2002年12月。
- 労働政策・研修機構編 (2007) 『これからの雇用戦略 誰もが輝き活力あふれる社会を目指して』プロジェクト研究シリーズ No. 3、2007年。
- Siebert, H. (1997) “Labor Market Rigidities : At the Root of Unemployment in Europe”, *Journal of Economic Perspective*, Vol. 11., No. 3, Summer 1997, pp. 37-54.
- 若森章孝 (2009) 「フレキシキュリティ論争とデンマーク・モデル」関西大学経済論集第59巻第1号、pp. 21-40。
- 柳沢房子 (2009) 「フレキシキュリティ —EU社会政策の現在—」、日本図書館協会『レファレンス』2009年5月号、pp. 81-101。

第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性 ーベーシック・エデュケーションの提供の可能性ー

1. 序

本稿では、日本社会で拡大する可能性が高い社会的排除という問題を、教育・訓練を軸にして論じてきた。中長期的の日本の固定された階層化の回避と現在の社会的排除にある人々の生活の改善をするためには、教育が重要な役割を果たす。しかし、第3章でも述べたように、教育は階層の固定化を促す側面もあり、教育・訓練の制度をどのように設計するかが、今後の日本社会の活性化のために決定的に重要な課題となる。

そこで、この章では教育・訓練を軸に、労働市場をどのように変革すべきか、そして日本社会がどのように変革していくのかを論ずる。そのとき、参考となるモデルが、前節でふれたフレキシキュリティであろう。そこで、次節ではフレキシキュリティとはどのようなものか、その問題点は何かを論じていく。

2. 社会的排除への対処としての社会設計としてフレキシキュリティ社会は有効なのか？

フレキシキュリティの定義の特徴の一つは、職業の安定と雇用の安定とを区別している点である。従来、職業の安定とは同一の雇用主の下で比較的長期間(終身雇用)、同一の職に就いている状態であると理解されてきた。フレキシキュリティの概念では、こういった考え方はライフコースにおける雇用の安定という考えに置き換えられている。つまり、労働者はそのキャリアを通して安定した雇用状態にあるが、それは必ずしも同一の職または同一の事業主の下での雇用ではない。このような移行的な労働市場の中では、労働者はより頻繁に同一または複数の異なる雇用主のもとで異なる職、機能、業務の間を移行しながら、労働市場における現在または将来の雇用可能性(employability)を維持する。したがって雇用可能性は、より多くの雇用を創出する、よりダイナミックな労働市場と、生涯学習政策を含む積極的労働市場政策によって保護されるものである(Muffles 2008: p. 42)。

このフレキシキュリティをいち早く実行し、成果を上げてきたのがデンマークであり、デンマークでのフレキシキュリティはデンマーク・モデルとも呼ばれ、それをフレキシキュリティの代表的なモデルとしてEUはとらえている。EUは、このフレキシキュリティが、EUの直面する状況に適切に対応できるものと考えている。リスボン戦略において人の移動は競争力を強化するための重要な要素として位置づけられてきた。労働力の移動、人の移動は、労働需給のマッチングがスムーズになり、ショックを吸収できるだけでなくグローバル化と知識基盤社会への対応として重要なものとして認識されてきた。ただし、欧州社会モデルとの関係では、競争環境を整備するだけでなく、社会保障関連も重視され、その成功例としてフレキシキュリティ・モデルがたびたび欧州委員会で取り上げられてきた。

2. 社会的排除への対処としての社会設計としてフレキシキュリティ社会は有効なのか？

欧州委員会は、フレキシキュリティ・モデルを労働市場改革の基本路線と定め、EU労働市場を柔軟性と保障とを互いに補完的な関係を持つ市場となるように、EUの労働市場を再構築しようとしてきている。EU、特に欧州委員会はEUレベル、加盟国レベル、地方政府、労使（社会的パートナー）を主要なアクターとして、労働市場のフレキシキュリティ化に取り組んできている。フレキシキュリティが実現するかどうかは、労使間でのEUにおけるSocial Dialog（社会的対話）による妥協と相互信頼の醸成が必要となるとされる²⁹。

欧州委員会は改訂リスボン戦略（2005年4月）として、「成長と雇用のための包括的ガイドライン」を提案し、その中で「雇用保障と連結した柔軟性を促進し、分断された労働市場を減ずる」という方針のもと、フレキシキュリティを欧州雇用戦略の中に位置づけた。2007年6月27日に、欧州委員会は「柔軟性と保障を通じてより多くの、より質の高い雇用に創出するフレキシキュリティの共通原則」を提案し、再確認している³⁰。ただし、労働市場政策を実行するのは加盟各国に委ねられており、いわゆるEUでの開放的な調整手段（Open Method for Coordination=OMC）を通じて欧州委員会が打ち出すガイドラインを各国事情に応じながら、加盟国政府はガイドラインにそって当該政策を実現する枠組みとなっている。そのため、欧州委員会はフレキシキュリティに取り組む際にも、EU各国の多様性に配慮しようとしている。

フレキシキュリティを具体的に社会の中に組み込んだデンマークでのモデルは「黄金の三角形」と呼ばれ³¹、それは、低い雇用保護規制による労働市場での「柔軟性」、手厚い失業給付による高水準の社会「保障」、そして公的な職業訓練を行う「積極的労働市場政策（ALP）」の三つから構成される（図表4-1）。デンマークでは中小企業が産業の中心となっており、そのため労働者の一定数を常に雇用しておくのは、経営者にとってリスクが高い。好景気の時にはよりたくさんの労働者が必要となる一方、不景気では雇用を減じたいと考える。そのため柔軟に企業内の労働編成を組み替える必要がある。ただし、労働時間の増減によっても対応可能であるが、デンマークでは主に雇用者数の増減によって対処する仕組みを制度化してきた。実際、OECD諸国の中で、解雇規制の程度を示す指標がもっとも低いのがデンマークである（図表4-2）。そして職を失った労働者は手厚い失業保険を受給し、義務として公共職業サービスであるジョブセンターを通じた求職活動も同時に行うことになる（ワークフェア）³²。この求職時期に新しい職に就くことができれば、再び労働市場に復帰することになる。しかし、失業期間が2年目となると、それからは公的訓練機関による職業訓練や再教育などの再雇用プログラムに参加することになる（ランフェア）。この職業訓練機関は公的機関が

²⁹ European Expert Group on Flexicurity（2007）参照。

³⁰ フレキシキュリティ共通原則は8つの原則からなっているが、若森（2009）が指摘するように、第1原則の雇用と成長のための戦略を強化するための4つの政策要素が重要である。すなわち、①柔軟で信頼できる雇用契約、②労働者の就労可能性、③失業から新しい職への移動を促進する積極的労働市場政策、④所得支援・就労促進・労働市場の流動性を連携させる現代的社会保障制度である。

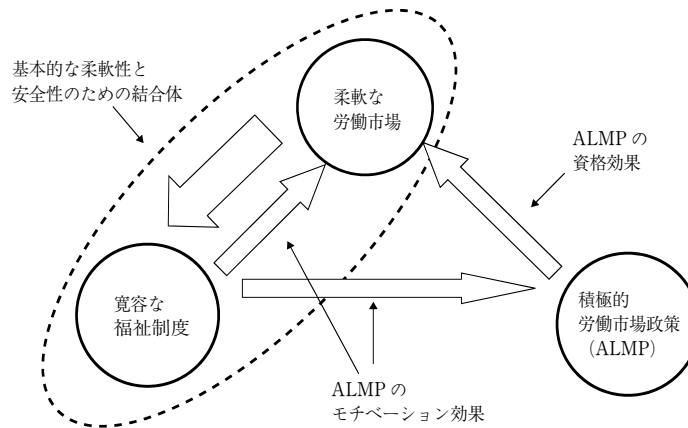
³¹ OECDは*Employment Outlook 2004*でデンマーク・モデルを規制緩和された柔軟性と厳格な職保障との間の第3の道と評価している。

³² 従来、デンマークの職業サービスは国の管轄するジョブセンター、自治体の雇用担当係に分かれ、失業給付者はジョブセンターへ、社会扶助受給者は自治体へと分かれていた。2007年にすべて自治体のジョブセンターに一本化され、国は監督の役割を行うこととなっている。

第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

主で、未熟練の失業者のためのコースから熟練失業者向けのコース、そして雇用されているもののスキルアップを図りたい被雇用者向けのコースと多様なコースが提供されている。

図表4-1 フレキシキュリティ社会のデンマークモデル：黄金の三角形



出所) Per Kongshøj Madsen (2006), p. 34より。

図表4-2 解雇規制の程度

		日本	日本	日本	デンマーク	イギリス	アメリカ	フランス	ドイツ	オランダ	スウェーデン
		1990年	1998年	2003年	2003年	2003年	2003年	2003年	2003年	2003年	2003年
雇用全体	解雇 (集団)		1.50	1.50	3.87	2.87	2.87	2.12	3.75	3.00	4.50
正規職員 (Reguler employment)	解雇 (個人)	3.33	3.50	3.50	1.50	1.25	0.50	3.00	3.25	3.25	4.00
	瑕疵のない解雇(個人)への警告と退職金支払い	1.81	1.81	1.81	1.90	1.09	0.00	1.90	1.28	1.90	1.57
	全体的な解雇に対する保護権の強さ	2.38	2.43	2.43	1.46	1.11	0.16	2.46	2.67	3.05	2.85
	解雇手続きの困難さ	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	0.00	2.50	3.50	4.00	3.00
非正規職員 (Temporary employment)	有期雇用契約	0.50	0.50	0.50	2.25	0.25	0.00	4.00	1.75	0.75	1.75
	一般的な規制の強さ	1.81	1.62	1.25	1.37	0.37	0.25	3.62	1.75	1.18	1.62
	派遣業への参入規制	3.12	2.75	2.00	0.50	0.50	0.50	3.25	1.75	1.62	1.50

注) 数値が大きいほど、規制が強いことを表す。

資料) OECDstat より作成。

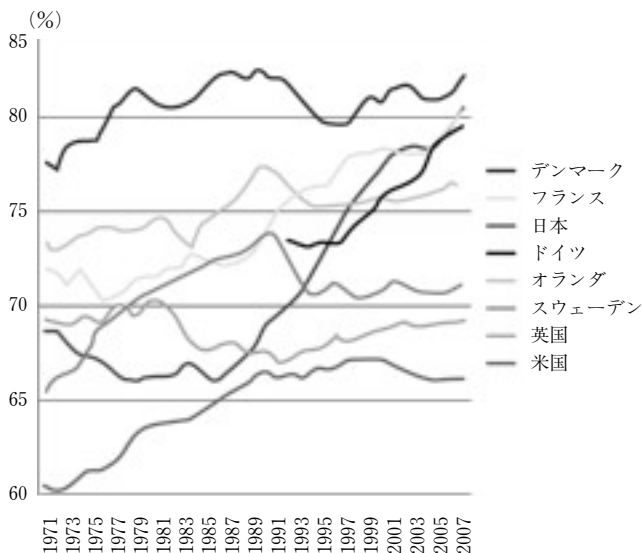
出所) 辻 (2009)。

2. 社会的排除への対処としての社会設計としてフレキシキュリティ社会は有効なのか？

さらに、デンマークでは労使によって運営されている CVT (Continuing Vocational Training：継続的職業訓練) が生涯学習制度として運営されており、柔軟な労働市場の流動性を保障し、移転可能な技能形成を促している³³。デンマークでは1844年に国民高等学校が創設されて以来の成人教育の伝統がある。成人教育は地域の学校を利用したのイブニングスクールなどの様々なコースがあり、多くの国民が教育を受けている。また、職業訓練ではない成人教育も積極的に行われている。したがって、失業状況に陥ったり、新たな職を求めざるを得ない時だけに職業訓練を受けるのではなく、常に職業訓練を受ける機会が開かれており、労働者自身で技能の向上を図ることを社会が保障している。

これにより、デンマークは EU でもっとも低い失業率 (2007年の金融危機以前) と高い就業率を達成している。また、図表4-3で示すように雇用参加率も EU 諸国の中で高い国に位置づけられ、まさに EU の改訂リスボン戦略で謳われる代表的なモデルがデンマーク・モデルと言ってもよい。特に図表3-3でも示したように、デンマークでは GDP 比での労働政策支出がもっとも高く、また消極的ならびに積極的労働市場政策による支出もそれぞれ最も高い。積極的労働市場政策における職業訓練に対する支出もかなり高く (図表3-3)、また消極的労働市場政策でも失業給付はドイツに並ぶ高水準である。一方、図表4-2で示したように、OECD による解雇規制の程度は最も低く、これらの三つのデータは、デンマーク・モデルの特徴を示している。

図表4-3 雇用参加率の推移



出所) 辻 (2009)。

さらに、図表4-4で示されるように、デンマークは職の質、勤務年数、社会的なセキュリティの順位では、OECD 諸國中、トップクラスに位置づけられている。これは、失業率が低いと

³³ Lassen et al. (2006)、若森 (2009) を参照。

第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

図表4-4 職の質、勤続年数、セキュリティの順位

	職の質	勤続年数	セキュリティ
ノルウェー	n.a.	4	1
デンマーク	1	3	2
アイルランド	8	10	3
オランダ	3	5	4
フィンランド	2	8	5
ベルギー	6	14	6
オーストリア	5	9	7
イタリア	10	15	8
ドイツ	4	6	9
スウェーデン	n.a.	12	10
フランス	n.a.	11	11
イギリス	7	2	12
ギリシア	12	17	13
アメリカ	n.a.	1	14
ポルトガル	11	16	15
スペイン	9	6	16
日本	n.a.	13	17

注) 「職の質」は国の中での良い仕事のシェアによって決定される。良い仕事とは、賃金、セキュリティ、訓練アクセス、キャリア展望によって定義されている。「勤続年数」は2003年の平均勤続年数である。「セキュリティ」は、人々がしている仕事について心配であったり危険であると評することに関する複合的な指標である。

出所) 辻 (2009)。

いう労働市場の量的な側面だけではなく、質的な側面も充実していることを表している。

無論、若森 (2009) が指摘するように、デンマーク・モデルはデンマークの歴史的・制度的事情が構築したモデルであるために、他国に適用するためには、その特殊性を考慮する必要がある。したがって、デンマーク・モデルがユニバーサル・モデルとなりうるかどうかは検討されねばならない。そこで、デンマークとともにフレキシキュリティ・モデルの代表であるオランダ・モデルを概観する。オランダではドイツ型の社会保障制度が1900年代初頭に導入され、労働者保護の様々な施策が実行されてきた。しかし、1970年代のオイルショック以降、賃金の硬直性による高いインフレと、原油価格上昇のサプライショックによる景気後退に見舞われ、失業が増大した。しかし社会保障は維持され、失業の増大と財政赤字の拡大という経済危機に見舞われ、オランダ病と揶揄される事態になった。そこで1982年に危機打

3. フレキシキュリティ社会制度の問題

開のための政労使による「ワッセナー合意」が妥結された。これは、賃金の抑制、雇用維持と労働時間の短縮、政府支出の抑制と減税に努めるという内容である。93年にはワッセナー合意の確認となる「ニューコースの合意」が行われ、社会保障制度改革、労働市場改革が進むこととなった。デンマークと同様にオランダでも失業時の失業給付、積極的労働市場政策、そして生涯学習プログラムが柱となってフレキシキュリティが実現している。ただし、オランダでは失業給付が1980年代以降、削減ないしは受給条件の厳格化が行われている。それにより受給数は減少傾向にある。積極的労働市場政策としては、職業サービスも従来は公共サービスが中心であるが、近年では民間の労働者派遣事業が拡大してきている。2000年以降は、規制緩和が進み、国の監督下にあるものの求職支援業務や職業訓練などの民間委託も進んでいる³⁴。職業訓練に関しては、デンマークよりも最近になって整備され、1996年に成人および職業訓練法が制定された。2005年に教育文化科学省と社会保障雇用省との共同で、労働訓練プログラムを行う公的機関を設立した。訓練の財源は、デンマークと同様に労使による共同産業教育基金から拠出される。

オランダ・モデルは、デンマーク・モデルと似ているものの、オランダはオイルショックによる経済危機以降に改革を進めた結果、現在のフレキシキュリティが達成しており、歴史的にはデンマークと比べて浅いものである。そのため、職業訓練に関しても従来は学校教育が中心であり、職業訓練としての歴史は浅く、プログラムなどの充実も今後の課題となる。また、オランダでは経済危機の時に労使間でのワークシェアリングを重視し、労働者間、特に女性のパート労働選択による女性の就業が拡大してきた。したがって、両国のモデルもそれぞれの歴史と、直面した課題を克服した結果によって現在のフレキシキュリティ・モデルが実現してきたといえる。

したがって、フレキシキュリティを適用する際には、当該国の実情に合わせてアレンジする必要があり、これは欧州委員会も OMC を行うことを決めた最大の理由でもある。ただし、フレキシキュリティ自体が問題をはらんでいないのか、次節で検討せねばならない。

3. フレキシキュリティ社会制度の問題

フレキシキュリティについては、デンマークは、図表4-1の黄金の三角形を有機的に組み合わせ、職の安定をめざしながら、経済情勢に対応できる労働市場を構築することに腐心してきた。デンマークでは、多数の中小企業の代表である経営者団体において1899年の「9月妥協」が成立して以来、経営者は雇用をし、解雇する権限を手に入れている。一方、1900年代初めに任意の扶助制度として発足した労働組合に賃金や労働条件についての交渉権を認め、労使協調による労働市場が成立してきた。この歴史的な経験が柔軟性と保障を取り入れたフレキシキュリティを生み出してきた原動力となっている³⁵。

しかし、そのフレキシキュリティ・モデルをそのまま適用すると、直面する問題が2点あ

³⁴ 柳沢（2009）を参照。

³⁵ 若森（2009）を参照。

■ 第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

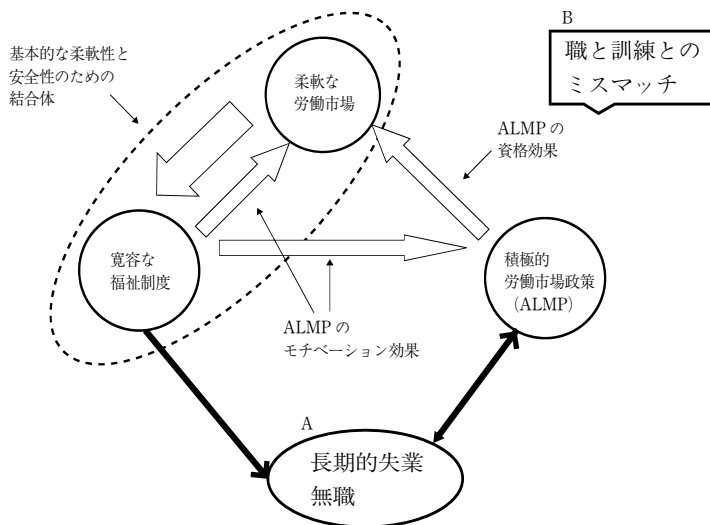
るものとする。まず第1は失業給付を受けながら職業訓練を受けたとしても、その職業訓練を受ける意欲が続くのかどうか、またいったん就職したとしても就労意欲が続かなければ再び失業状態に戻るため、勤労意欲が続くのかどうか問題となる。勤労意欲が続かない場合は、長期的失業または無職の状況を招く。たしかに失業給付の条件として訓練を受けさせるので、初期の動機づけ効果は機能するが、動機の維持が報酬を与えることによるインセンティブだけで十分に機能するかどうかという問題が残る。通常、経済学では自ら失業状態におくものを自発的失業と呼び、経済政策の対象には入れてこず、非自発的失業と呼ばれる働きたくとも失業状態におかれているものを対象にしてきた。しかし、現在の社会的排除におかれている人々を対象にすれば、単に自発的か非自発的かで区分するのはある一時点をとって観察した事象に過ぎず、自発的失業者になるプロセスおよび本人の就労意欲を問題にはしてこなかった。しかし、現実には就労意欲の低下ないしは欠如が原因で社会的排除の状態に陥る者がおり、その意欲の低いことが失業を招いているという指摘もある。よって、勤労意欲の低下は本人の責であり、社会がそれを高める措置をする必要はないと結論づけるのは、社会的排除状態にある者の状況を社会的に放置することに等しく、何らかの就労意欲を高める措置をとる必要があると考える。

意欲の問題と社会的排除との関連では、スピヴァックのサバルタンの概念を喚起しておく。サバルタンとは「どのような社会移動の機会も奪われた人々」とスピヴァックは定義し、本稿の社会的排除の状態におかれた人々をさすといえる。しかも学歴や資格の価値が評価されるメリトクラシー社会の中では、サバルタンにとって、ハイパーメリトクラシーの段階で既にその状況・階層が決定される。ハイパーメリトクラシー社会とは、学歴や資格を直接評価するのではなく、それを生み出すもとなるようなその個人の生きる力、姿勢なども評価される社会をさす。ハイパーメリトクラシー社会では、向上的な意欲が消失し、社会階層の移動のない階層の固定化が行われる。学習意欲あるいは就労意欲によって、早期の段階で格差の固定化が始まるといえるかもしれない。

第2は、職業訓練が継続できたとしても、求職時にその訓練が役立たないという職と訓練とのミスマッチが起こるリスクがあるという問題である。これらを考慮して図表4-1の黄金の三角形を修正したのが図表4-5である。前者は図表4-5の中のAとして、後者はBとして表している。この二つの問題により、たとえフレキシキュリティを導入して失業給付を与えながら教育を整備したとしても、うまく黄金の三角形が機能せず、長期失業状態におかれる労働者が出てくるかもしれない。したがって、日本がたとえフレキシキュリティ社会になったとしても、AおよびBの要因により、長期的失業者や無業者を生み出す可能性を排除できない。

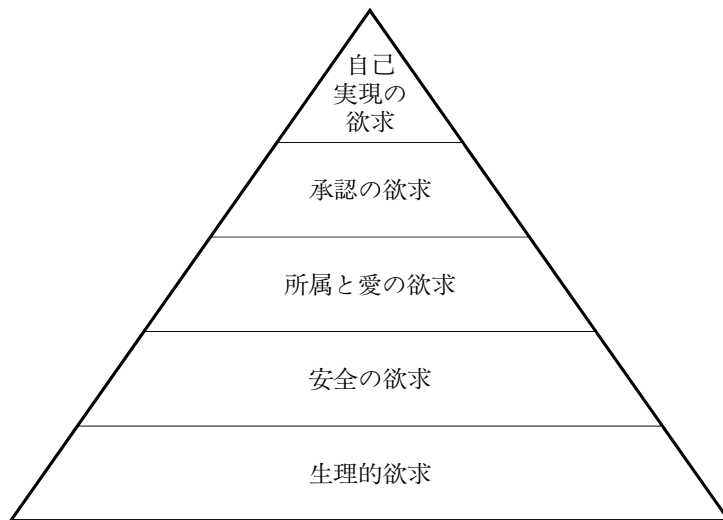
そこで、まず第1の労働意欲の問題を検討してみよう。勤労意欲の状態に関しては Goble (1970=1972) に基づいてマズロー (A. Maslow) による基本的欲求の階層説に依拠して考察を試みる。図表4-6を見てほしい。マズロー (1970=1972) は、第1段階の欲求を生存の欲求 (psychological need) とする。これは、人間が生存する欲求を持つことの生物学上の欲求といえる。第2段階は安全の欲求 (safety need) とする。安全が確保されないと安心しては生きていけないので、身体的な安全性、経済的な安定性、良好な健康状態、社会的なセイフティネットも含まれる。第3段階では社会的欲求と所属の欲求 (social need/belonging) であるとする。他者に受け入れられ人間関係を築き、所属しているという安堵感を得たいと

図表4-5 黄金の三角形の修正版



出所) 著者作成。

図表4-6 マズローの「人間の基本的欲求階層説」



出所) Goble (1970=1972) p. 83より。

いう欲求である。この欲求が満たされないと、孤独感や社会的不安を感じやすくなるという。第4段階では、承認の欲求 (esteem) とする。社会や周りの人から認められたいという欲求である。第3段階の社会の一員であるということだけでは満足できず、さらに承認される、あるいは尊重されることを望むとする。この段階はさらに二段階に分けられ、低いレベルでは他人からの承認を望むが、より高次のレベルでは自己評価技術や能力の習得など自己評価を重視するようになる。また第1段階から第4段階までを総じて欠乏欲求ともした。第5段階では自己実現の欲求があるとする。自分の持つ能力や可能性を發揮して具体化したいとい

■ 第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

う欲求である。この欲求をもっとも高次においているのは、あらゆる個人の行動の動機がこの欲求を満たすように働いていると考えるためである。マズローは、自己実現の欲求に動機づけられた欲求を成長欲求とも呼び、欠乏欲求がかなり満たされることで、この成長欲求が現れるという段階論を展開した³⁶。

これを就労意欲に当てはめると、第2段階の欲求を満たすために最低賃金や失業手当が必要になるが、それだけでは第3段階の欲求を満たすことはできず、それ以上の段階の欲求を経て自己実現の欲求には到達できないであろう。無論、すべての人が自己実現の欲求を満たすことはできないかもしれない。第3段階の欲求については、働くということが、他人との接点を求める協働に本質があることと一致する。第2段階の欲求を満たすだけでは、自立した暮らしを営むのは難しいであろう。そのためには、第3段階の欲求を満たし、人とのつながりを認識させること、働くことを通じて安堵感を得ることを知らしめることが重要となる。その意欲を持たせるためには、第4段階の欲求である、他人からの承認の欲求を満たす必要もある。他人からの承認あるいは賞賛により、人は自信をもち、その自信がさらなる勤労意欲を高めるという相乗効果が考えられる。これは企業内の人事制度でも同様に表彰制度や社員による提案制度を取り入れ、社員の労働意欲を高める工夫がされている。企業内の人事制度と同様、社会的にどのような制度が意欲を高められるか検討する必要はあろう。ただし、社会的排除対策として、当面、第4段階までの意欲を高める工夫を考えればよい。就労することが生活を安全にするだけでなく、他人から、すなわち社会からの承認をえる手段であるとの認識を持たせることができれば、職業訓練の意欲の維持も可能であろう。そうであれば、図表4-5中のAの問題の回避になる。

また、Bの問題については職業訓練のあり方を検討せねばならない。デンマークでは多様な職業訓練コースがあり、しかも被雇用者のコースも整備されており、経済構造や社会状況の変化に対応した教育・訓練コースを整えてきている。デンマークは人口数に比べてコース数が多く、公共支出も他国に比べてGDP比で見ると高い比率である（図表3-3のうちの職業訓練の比率）。また、図表4-7で示されるように、職業訓練のサービスの状況を比較すると、イギリスが就業者数（B）に対する求職者対応職員数（D）の比率がもっとも低く、丁寧なサービスが行われていることを示唆している。またドイツ、デンマークも同様に低い比率である。一方、フレキシキュリティを導入しているオランダでは、その比率が高く、今後、この分野でのサービスの充実を図る必要がある。このようにフレキシキュリティのデンマーク・モデルでは比較的将来の労働需要にマッチしたコースを作っていると考えられる³⁷。

職と訓練とのマッチングは、プログラムを提供する機関が経済・社会構造の変化に対応して常にプログラムの見直しを行うとともに、その情報提供をジョブセンターや職業安定所の窓口においてだけでなく、ホームページ、各種学校、地域の役所の窓口などでも積極的に広報する必要がある。

³⁶ 欲求の段階説以外にも、Deci (1975) の内発的動機付け理論がある。内発的動機付けとは、職務の遂行自体に直接、効用をもたらす効果であり、仕事の達成感やおもしろさがあり、金銭だけではない動機づけがあると説いた。

³⁷ 無論、そのデンマークであっても常にニーズにマッチした職業訓練プログラムを提供できる保証はないものの、マッチできる確率を高めるといこととなる。

4. 日本版フレキシキュリティ社会は可能なのか？

図表4-7 先進国での職業訓練サービスの状況 (2006年)

	A. 人口(千人)	B. 就業者数(千人)	C. 公共職業サービス職員数	D. うち求職者対応職員数	E. 公共職業サービス事務所数	B/D(人)
イギリス	60,609	28,166	70,407	—	—	400
フランス	60,876	24,919	27,118	21,749	1,602	1,146
ドイツ	82,422	37,322	74,099	63,419	189	588
デンマーク	5,451	2,787	6,400	4,000	96	697
オランダ	16,491	7,878	4,176	3,480	134	2,264
スウェーデン	9,017	4,341	11,206	8,715	347	498
日本	127,464	63,820	12,158	10,500	591	6,078

注) 就業者数は、総務省統計局「世界の統計 2008」による、15歳以上、フランス、オランダ、イギリスは2005年の統計。アメリカについてはデータなし。また、イギリスのD、Eの個別のデータはなし。

原データ) ILO Overview of PES Administrative Statistics (from 2006 WAPES Members' Survey)

<<http://www.ilo.org/public/english/employment/skills/download/pesstats.pdf>>

出所) 柳沢 (2009) p. 96より。

以上のように、問題点を指摘し、改善を行うことを通じて、フレキシキュリティをデンマーク、オランダ、EUだけの社会モデルにとどめるのではなく、ユニバーサルなモデルにすることが可能になると考える。

4. 日本版フレキシキュリティ社会は可能なのか？

第1章で、現在の日本社会が抱える問題である格差と社会的排除について述べてきた。その上で、日本の労働市場の特徴を述べると、解雇規制が厳しいことと、その一方で積極的労働政策に対する支出がOECD諸国中でかなり低いことが挙げられる。その状況下で、2000年以降では非正規労働が拡大している。なぜなら解雇規制が厳しいために、企業は正規労働ではなく非正規労働を拡大させようとするからである。そのため、非正規労働が広がるが、積極的労働政策支出が低いために、いったん非正規労働あるいは非熟練労働に就労すると、正規労働へ、あるいは熟練労働に移行することがかなり難しくなっている。したがって、日本では正規・非正規の固定化・階層化が進んでいると考えられる。

ここであらためて階層化がもたらす弊害を問い直す。本稿で述べてきたように、いったん社会的排除の状態に陥ると、そこでは階層間移動の機会もなく、世代を超えて排除されるといった事態が起こる。そのことにより、その状態に陥った当該者の人権が阻害され、また機会の平等から生み出される活力が失われ、社会的にも沈滞した状況がもたらされる。このような状況を回避するには、階層が固定した社会ではなく、階層間移動のある社会が望ましい。したがって、社会的排除状態にある人々を包摂し、階層間移動を可能にするよう、社会制度の設計を行う必要がある。

本稿で注目したのは、欧州委員会も着目するフレキシキュリティ・モデルであり、それが日本でも実現すれば教育・訓練を通じての社会的包摂が可能であると考えられる。ただし、その

■ 第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

教育・訓練のための個人負担が大きければ、その機会は限られ、特に社会的排除状況にある人々への供給は過小になろう。したがって、この費用はデンマークのフレキシキュリティと同様に、政府の財政といった公的財源からも補助されなければならないが、直接、便益を受ける労働者側と、企業内教育の費用を節約できる企業側（経営者側）が共同出資した非営利団体としての教育・訓練機関を創設するのが望ましい。またその機関の運営や、カリキュラムの開発については、その機関にできるだけ自主的に行わせ、労使双方のニーズをくみ取った教育・訓練機関であるべきだろう。

また、労働市場が柔軟であるのならば、資格を取得した労働者が新たに参入する機会がある。硬直的であれば既得権益を持った既存の労働者によって雇用が長期的に占められる。したがって解雇規制を現行よりも緩くし、労働市場を流動的にすることが、低成長期に入っている日本経済には適応しやすい。ただし、職を流動化することで、一つの職を長年続けることで得られる技能や、技能の習得に対する意欲といった個人の中で成長する要素を失わせる危険性もはらんでいる。そして、このことが、「職から雇用へ」と就労意識が変化しない原因にもなっている。しかし、その職が現代経済にマッチしない、あるいは国際競争力上、維持することが難しいのであれば、できるだけその職での技能を活かしながら違う職に移動するか、それとも、同じ職であってもよりスキルアップを図る必要がある。そのためにも失業者だけでなく被雇用者も教育・訓練を受けられるようにしながら、労働者の流動化を促すことが重要である。

英国の「高等教育へのアクセスコース」

そこで、流動化した労働者のための教育・訓練方法を英国の「高等教育へのアクセスコース（an Access to Higher Education Course、通称 an Access Course）」をモデルに考察する。英国でも90年代にブレア政権（当時）は、特に貧困、失業、障がいなどのために社会から排除されてきた人々に対して、福祉と雇用政策を強化し、それらを連携させることによって³⁸、彼らの労働による経済的自立や社会参画を支援することを目指した。社会的に排除されている人々を従来型の福祉政策によって保護するのではなく、彼らの自立や社会参画を促すことによって、人々との相互的な関係を形成する「社会的包摂（social inclusion）」を目指したのである³⁹。具体的には、まず、英国内の社会的排除問題に対処し、まずホームレス、10歳代の妊娠、ニートなど特定のグループが直面する複雑な問題について、部局の壁を越えてアプローチできるよう、社会的排除局（Social Exclusion Unit＝SEU）を設置した。以来、SEUは、様々な政府機関や部局、さらにはNPOや市民と連携して社会的排除が直面する住宅問題、健康問題、失業問題、犯罪など複合的な問題について、膨大な量の研究を積み重ね、それをもとに様々な取り組みを行ってきた。たとえば、ホームレスに関するレポートをもとに、ホームレス局（Rough Sleepers Unit）を設置したり、SEUが2003年に作成した『交通と社

³⁸ 宮本（2005）は、北欧の福祉国家が、福祉と就労を連携させるという点で、「第三の道」を先取りしていたという指摘をしている。

³⁹ 後述するように、生涯学習の重要性を指摘しているOECDやEUの影響もあり、この施策のもとでも生涯学習が重視された。この点に関して、フィールド（2002）は生涯学習を受ける者と受けない者（または受けられる者と受けられない者）との間の格差をさらに増大させる危険性があることを指摘している。

4. 日本版フレキシキュリティ社会は可能なのか？

会的排除』という報告書をもとに、地方自治体の管轄で「アクセスを可能にするための計画」を実行したりするようになった（Social Exclusion Task Force 2007）。SEUは、2006年に名称が変更され、社会的排除職務部（Social Exclusion Task Force=SETF）となった。

英国での社会的排除に対する具体的な政策として、地方都市を中心に、工場や倉庫を集合住宅に改装してホームレスの住居に充てたり、10歳代で妊娠・出産した母親や複合的な問題に直面している家族を対象とした家族看護パートナーシップ（Family Nurse Partnership=FNP）を設けたりして、健やかな出産や育児の仕方、経済的自立に関する指導、様々な行政サービスに関する情報の提供などを行ってきた。その他、妊娠・出産・育児を経済的・精神的に支援するためのシュア・スタート（Sure Start）と呼ばれるプログラムを設け、低所得者層に対しては、妊娠補助金を支給したり、児童扶養控除、勤労者控除などの税制面でも優遇措置をとってきたりした。

また、教育・訓練面では「高等教育へのアクセスコース（以下、アクセスコース）」と呼ばれる教育プログラムを創設した。アクセスコースは、1970年代後半頃に、もともとは経験豊富な人々の教員養成コース入学を支援するために設置され、現在では大学進学に必要な教育証明書を持たない一般の人々を対象として大学への進学を支援するものである。特にブレア政権下では、高等教育への進学という点で非伝統的な背景をもつ学習者や極端に進学者が少なかったグループを中心に進学者を増やすことにより、2010年までに高等教育進学率を50%まで引き上げることを目標とする幅広い参加と公正なアクセス（Widening Participation and Fair Access）」という教育政策が打ち出された。以来、アクセスコースを開設する教育機関やコース数が増やされたり、受講方法や内容が柔軟化されたりしている。特筆すべきは、アクセスコースのほとんどが、コースの開始にあたって資格不問であるということと、多くのコースの授業料が無料であるということである。学習者は、自身の状況に合わせて、受講にかかる費用や、通学費、保育費などの経済的支援を受けることが可能である。よって、アクセスコースは様々な困難を抱える人々の「ケイパビリティ」を大きくする基軸として期待することができる。

以下では、The Quality Assurance Agency for Higher Education（QAA）（2009）をもとに、2007—08年現在のアクセスコースの現況についてまとめる。現在、英国（イングランドとウェールズのみ）では、継続教育カレッジ（Further education colleges）を中心とする349教育機関が看護、アートとデザイン、経営学など1,557コースを展開している。コースを修了すると修了証書（The Access to Higher Education diploma）が得られるが、そのためにはスタディ・スキルを学んだり、コースと関連のある科目領域で一定の単位を修得したりするなどして、合計60単位を修得することにより、プログラムを修了する必要がある。ほとんどのコースは一年以内で修了することが可能であるが、その場合は、週16時間程度カレッジで勉強し、さらにある程度の自主学習をしなければならない。よって、多くの人は家族や仕事の関係で、2年から3年かけて修了しているのが現状である。また、夜間に開講されているコースや通信教育コースもあり、フルタイムで働きながら学ぶことも可能である。さらに、もし都合が悪くなったり、計画していた期間以内にコースを修了できなかったりしても、修得した単位数は与えられるため、後々にコースを修了することも可能である。

次に、アクセスコースへの登録状況についてであるが、現在35,275名がコースに登録して

■ 第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

いる。そのうち74%が女性である。63%が30歳未満で、特に51%が20—29歳であることから、比較的若い成人学習者が主流となっていることがわかる。人種別では、67%が白人のイギリス人、13%が黒人または黒人のイギリス人である。69%がコース開始にあたって経済的支援を求めている⁴⁰。一方で、27%が貧困地域（deprived area）出身の学習者であり、全体に占める割合は決して高くないものの、アクセスコースがこれらの学習者の学習意欲に応えている点は評価できる。障がいや学習上の困難については、71%がもっていない。

さらに、コース修了者と到達度について考察すると、コースに登録していた35,275名のうち、66%がコースを修了し、19%が退学している。退学者のうち、3%が一部単位を修得している。また、コースに登録してから一年以内にコースを修了し、修了証書を取得した者は61%で、18,840名である。そのうち、13,755名が高等教育への進学を希望している。

以上、アクセスコースの現況を概観したが、QAA（2009）は、社会的排除に直接言及しているわけではないので、アクセスコースがどの程度彼らに役立っているかは明らかではない。しかし、先にも述べたように、学習者の27%が貧困地域（deprived area）出身であったことから、幾分かは社会的排除またはそれに近い状態の人々にも教育を再び受けられる機会が与えられているものと推測できる。

SETFは、これまでの社会的排除対策がもたらした成果として、相対的貧困状態で暮らしている子どもの数が1998年に比べて60万人減少したこと、無業世帯に住む子どもの数が1997年に比べて44万3千人に減少したことなどを挙げている（SETF Jun. 2007）。

これと同様、SETF（2007）は、ホームページ上で「英国は年々平均余命が伸長し、過去10年以上の間に犯罪は44%も減少しており、繁栄を謳歌し続けている国である。ほとんどの人は、就職しており⁴¹、20人のうち19人の人が毎年2—3%の割合で所得が上昇していると答えており、80万人の子どもが貧困から救出された」とし、SETを中心に展開されてきた英国政府の新しい福祉政策を自己評価している⁴²。

一方で、Howorth, Kenway and Palmer（2001）のように、既存の貧困や社会的排除に対するプログラムが人々を賃金労働に就かせることを重視しすぎる傾向があることを指摘し、現在就労可能な職についてもっと批判的に分析することの必要性を主張する動きもある。たとえば、賃金だけでなく、職場環境、キャリア開発のための訓練や機会、病気に対する手当など仕事に関する他の側面にも注意を払うことや、就職するのに不利な状況にある人は、実際に就職してからもその状況が続くことがあることに注意する必要性を指摘している⁴³。

このような点を考慮すれば、社会的排除状態にある者が自らのケイパビリティをさらに大きくする機会が用意される必要がある。彼らがより高いレベルの教育を受けられる機会が増

⁴⁰ ただし、ウェールズの学習者は除く。

⁴¹ OECDによれば、2003年度の失業率は、日本で5.2%であったのに対し、英国では4.8%であった（OECD 2005=2006, p. 42）。

⁴² しかし、そのような成果報告には慎重でなければならない。たとえば、確かに失業率は低下しているが、新たに就職した者の多くが正規雇用ではなく、不安定な雇用条件のもとで就労していること、一人親世帯の増加が主な原因となって、無業世帯が増加していることなどが報告されている（OECD 2005=2006, 44）。

⁴³ これらの指摘はすべて Levitas et al.（2007）pp. 47-48における引用をまとめたもの。

4. 日本版フレキシキュリティ社会は可能なのか？

えると同時に、彼らが教育によって得た知識や技術を経済的自立のために活かせるような労働環境が整うことが期待される。社会的排除状態にある者の問題は、「基本財や資源といった単なる手段ではなく、機能や潜在能力のように本質的に重要な要素を比べることで、より一層深い理解が得られるようになる」(Sen 1992=1999:197)。このような状態にあるものについては、それぞれの多様性に配慮した社会排除対策が実施される必要がある。その意味で、アクセスコースは、社会的排除を含む様々な困難を抱える人々のケイパビリティを大きくする基軸として期待することができる。

先ほども述べたように、現在ではアクセスコースは、大学進学に必要な教育証明書を持たない一般の人々を対象とした、大学進学を支援するものである。アクセスコースがあるおかげで、社会的排除をはじめ、様々な困難に直面する人々は、コースを經由して大学に進学・卒業し、より良い条件の下で就職活動を行える可能性を期待できる。アクセスコースは社会的排除対策の延長線上にある政策とも捉えることができる。

ただし、同時にそのようなコースで取得した知識や技能を活用できる環境が整備される必要がある。ヤング (I. Young) がいうように、「すべての人が社会的に認められた施設で、満足のいく、つぶしの効く技能を学習し、かつ実際に使用できるような条件を調え」ていくことが、「正しい社会制度」として求められているのである (宮寺 2006:45における Young 2000:31f からの引用)。

ベーシック・インカム論と社会的排除

雇用の不安定や長期失業という本稿の問題に対して、近年、ベーシック・インカム論が注目を集めている。この議論は、本稿での社会的排除への対処としての社会の制度設計を考える上でも参考にすべき点が多くあると思われるので、以下では批判的に検討を行う。

ベーシック・インカム論とは、ベーシック・インカム (基本所得) と定められた所得を政府が毎月一律をすべての国民に配布するという政策提案である。この提案には、誰もが生存権を社会により保証されねばならず、就業時にも失業時にも最低限の所得を政府から給付されるべきであるとの思想がある。ベーシック・インカム論による政策提案は非常にシンプルである。現行の失業給付は失業者に対して条件付きのもとで給付されるが、ベーシック・インカムによる給付が実行される社会では、ベーシック・インカムが失業給付に代替される。したがって、失業給付を支給する際の様々な手続きを最初から省くことができる。このような特徴のあるベーシック・インカムの利点を次のようにまとめることができる⁴⁴。

1. 規制緩和あるいは何らかの自由化措置を行うことによる代償として基本所得を給付することで、受け入れがたい利害関係者に当該政策を受け入れさせることができるかもしれない。
2. 不安定な被雇用者に対して基本所得を支給することで、現在の不安定な収入をある程度、安定化させることができ、それにより、社会への接点を持たせ、社会的に排除されてい

⁴⁴ 橋本 (2009) を参考に、著者が大幅に修正している。ただし、ベーシック・インカム論の主要な提唱者は Van Parijs である。

■ 第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

る状態から脱出させる機会を与えることができる。

3. ベーシック・インカムを導入することにより、複雑になっている現代の再配分政策を単純化することができ、行政コストを節約することができる。基本所得を機械的に給付し、それと引き替えに様々な再配分策を廃止すれば、再配分政策を行いながら小さな政府を実現することができる可能性がある。
4. 基本所得の給付を受けることにより、就きたくない職業にあえて就く必要はなく、生活の豊かさや真の幸福に関して価値ある思考をめぐらせることができるかもしれない。雇用側も解雇権の制約に縛られることなく、より自由な労働契約を結べるかもしれない。雇われる側も、賃金の高低を考慮することがあまりなく、自分の就労意欲にマッチする職業をより自由に選択できるようになる可能性が高い。
5. 賃金の高低により職業を選択することから解放されることで、よりクリエイティブな活動を行う余地が生まれる。特に知識基盤社会に移行することになれば、より知識集約的な職業が重要となるが、それらの職が一定の成果を上げるまでには時間がかかるであろう。しかしベーシック・インカムが支給されれば成果があがるまでの所得を保障することとなり、そのような職に就こうとする人々が増加することが期待できる。

以上のような利点が指摘できるものの、現実に導入することへの批判ならびにベーシック・インカム論の理論的な批判も考えられる。まず導入するとしたときに、ベーシック・インカム（基本所得）をどのレベルに設定するのが難しい問題となる。現在の生活保護を基準に設定することも可能ではあるが、どの地域でも同じ水準でよいのか、また時代が変化したときに、その水準をどのように変化させるのか合意を得ておく必要がある。

また、ベーシック・インカムを導入したときに、理論的にはすべての社会保障対策にベーシック・インカムが置き換わり、様々な社会保障を行う行政コストを節約できることになる。ベーシック・インカムを導入した後も、社会保障策を行っていると、財源問題だけではなく、そもそもベーシック・インカムをどのように考えるのかという理論問題にも直面することになり、二重の保障を行うことにもなる。しかし、すべての社会保障から政府が撤退することは政策上、困難である。今まで社会保障を享受していた利害関係者からは反対の声が出るであろうし、それを所管している省庁からも反対論が噴出すると予想される。

さらに理論的な問題として、ベーシック・インカムを当該社会に一律に定めてよいのかという問題がある。アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチを援用すれば、個人のケイパビリティを発揮できるだけの所得をベーシック・インカムとして規定し、個人によってベーシック・インカムは異なるべきであるということになろう。パリースはケイパビリティの実現のためには、「持続可能な最高水準のベーシック・インカム」を給付することによって可能になると考えているが、センのケイパビリティ・アプローチは、所得でははかれない効用次元の給付あるいは享受を保障するものでなければならない。したがって、社会で一律に給付することによっては、すべての人のケイパビリティの実現を保障するものではない。ケイパビリティ・アプローチが目ざすのは、個々人のケイパビリティの開花（実現）とそれによる実質的自由の実現であり、ベーシック・インカムの給付だけでは実現できないのである。

ケイパビリティ・アプローチからベーシック・インカム論を俯瞰すると、ベーシック・イ

4. 日本版フレキシキュリティ社会は可能なのか？

ンカム論が持つ理論的問題が明らかとなる。しかし、それはまたケイパビリティ・アプローチの問題点ともいえる。すなわち、政策の実現性という問題である。ケイパビリティ・アプローチは理論的には精緻化され、個人の自由を実現する方向性を指し示す有効な理論であるが、それを社会に実現しようとしたとき、具体的にケイパビリティを开花させる政策を実行することが難しい。個人によって、ケイパビリティが異なり、それを測定することも困難である。政策として実現するには、どこかで基準を定めねばならない。この点で有効なのが、ロールズ流の基本財の考え方であり、またベーシック・インカム論でもあろう。理論的には欠点をはらみつつも、実践的には基本所得という一律水準を設定する思想は有効であると考えられる。

より理論的な問題として指摘せねばならないのは、ベーシック・インカム論の想定する保障が長期的な人的資本の蓄積を必ずしも目指していないのではないかという点である。給付された所得をどのように消費するかは個人の自由な権利であり、それが浪費であろうと、また教育のように社会的には人的資本の蓄積とみなされるものであろうと、制限されるものではない。むしろ、制限を加えてはならず、その処分について自由を保障せねば、個人は、ベーシック・インカム論のめざす「リアルな自由」を享受することにはならないであろう。

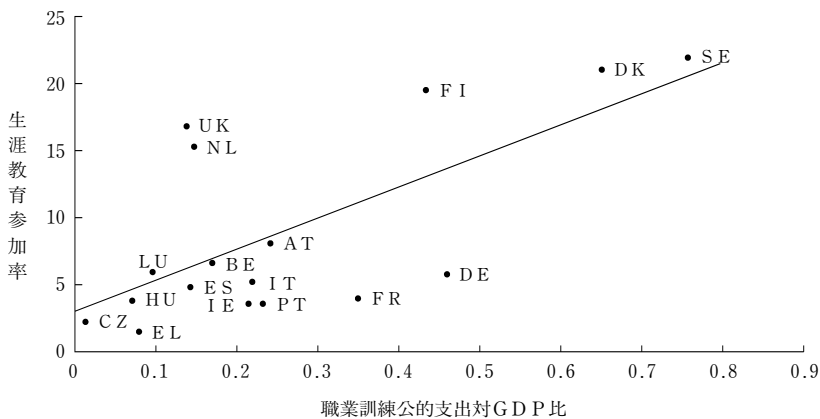
しかし、本稿の視点である人的資本の蓄積からベーシック・インカム論を俯瞰すると、人的資本の蓄積を保障させる、あるいは誘導させる枠組みを備える必要があると考える。ケイパビリティに関しても、それを実現するための人的資本が必要であり、それを促進させるための教育投資を個人が行うような枠組みが必要であり、それがベーシック・インカム論には欠けていると考える。とくに社会的排除された個人が、たとえ一定水準の所得を保障されたとしても、社会へのコミットが容易にできるとはいえず、当該者のケイパビリティを高める施策が求められる。

ただし、本稿で考えるフレキシキュリティ社会の修正に対してベーシック・インカム論は重要な示唆を与える。すなわち、ベーシック・インカムのアイデアをフレキシキュリティ社会に接続させ、ベーシック・エデュケーション（基本教育）の設定と実現を提唱する。すなわち、フレキシキュリティ社会で強調される積極的労働市場政策（Active LMP）の中の職業訓練をより広範囲にし、従来の義務教育、実質的に義務教育化した高校教育、さらに労働市場で必要とされるスキルアップのための職業訓練教育（専門学校と職業訓練学校）を基本教育とし、それを受講するための費用を政府が全額無料で行う枠組みが必要なものとする。ただし、単なる高等学校の授業料無料化政策ではなく、文科省のもとで一括管理し、カリキュラムの多様化、小学校からのキャリア講座の開設、職業訓練教育でのカリキュラムの社会変化に伴うフレキシビリティの維持など、教育政策、労働政策、社会保障政策の一体化した政策運営を求めるものである。また高等教育進学に必要な知識・学力を供与するためには、先述した英国のアクセスコースに似た教育・訓練コースを創設し、無料あるいは安価なコストで教育・訓練を受けられるようにし、高等教育機関での教育につながるようにすることも、今後のベーシック・エデュケーションを構築する上では大切な制度となると考える。具体的なコース提供機関としては次の3つの理由から短期大学を有力な候補として挙げられるだろう。まず、短期大学は都市部のみならず、地方にも多い。いいかえれば、短期大学は全国に点在しているため、経済的・時間的コストをなるべくかけずにコースを受講したい人々には

第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

利便性が高い。次に、国としては、新たに教育・訓練機関を創設する必要がないため、大幅にコストを削減することができる。さらに、少子化や短期大学人気の低迷により入学者数の減少が著しい短期大学側にとっても経営再建のチャンスとなり得る。また、図表3-3で示したように、わが国では職業訓練教育の公的支出は低く、もし職業訓練公的支出が増加するのならば、図表4-8で示されるように、人々の生涯教育参加率の高まる傾向となり、わが国でも職業訓練を日常、受講する機会が生まれ、フレキシキュリティを支える重要な柱を構築することとなる。今後、この分野での予算を手厚くしながら、小中高でのカリキュラムも将来のキャリアをある程度、意識させるものにする必要があるだろう。その観点からは、従来の厚生労働政策だけでなく、厚生労働政策と教育政策を横断した政策を構築することが喫緊の課題となる。

図表4-8 EUでの職業訓練公的支出と生涯教育参加率の相関



注) 国名は次のとおり。ATオーストリア、BEベルギー、CZチェコ、DEドイツ、DKデンマーク、ELギリシャ、ESスペイン、FIフィンランド、FRフランス、HUハンガリー、IEアイルランド、ITイタリア、LUルクセンブルグ、NLオランダ、PTポルトガル、SEスウェーデン、UKイギリス。出所) 柳沢 (2009)、p. 18。原出所は、European Commission, *Employment of Europe*, 2006、p. 125。

最後に、本稿の提言として以下のようにまとめる。

日本版フレキシキュリティ社会への提言

- (1) アクセスコースの創設を含むベーシック・エデュケーションの実現を行う。
- (2) 勤労意欲と勤労自信をはぐくむための教育プログラムと教育制度を開発、運営する。
- (3) ベーシック・エデュケーションのための財源としては、政府からの補助を期待するが、そのために広く薄く徴税するために消費税の増税はやむを得ないものとする。ただし、労働組合を通じた労働者側と経営者側からの共同出資による教育・訓練機関を創設し、プログラムなどはできるだけ自主的にその機関が開発・運営するようにする。
- (4) 解雇規制などは現行よりも緩やかにし、労働市場での流動性を高める工夫が必要である。
- (5) 政策の実行順位とすると、まずベーシック・エデュケーションを実現させ、労働者に職を失っても安堵感を与えることが必要であり、その上で解雇規制の柔軟化を行う。
- (6) 以上の政策を実行するためには、従来の政策フレームワークを組み替え、厚生労働政策

4. 日本版フレキシキュリティ社会は可能なのか？

と教育政策の横断的な政策立案と意志決定が必要となる。

(1)は就業に直結した英国流のアクセスコースを日本にも創設するとともに、小中高でのカリキュラムの中にキャリアを意識したプログラムを組み込むことを想定している。これにより早い段階からの就業への動機付けを行い、それをベーシックな教育科目と位置づけた。さらにはアクセスコースの導入を各大学に働きかけることにより実現できるであろう。

また、社会的排除に直面しやすい中学校卒業者（高校中退を含む）へのアクセスコースを日本独自に開発し、彼らに対してコース履修を積極的に働きかける。

(2)は(1)の枠組みが実現された後に現在の文部科学省での各種教育審議会でのカリキュラム検討会で、その検討を行うことは容易であろう。また高校、専門学校、大学といった従来の学校区分を超えた教育プログラム検討会の立ち上げによって、より横断的な教育内容となるものとする。

(3)の財源は消費税を想定しているが、今後、政府債務が累積していく中で、もっとも実現可能性が懸念される項目であろう。しかし、グローバル化と ICT 化が進展する中で、就業者の質を高めていくことは、日本社会の長期的なマクロ投資といえる。そのために、税による財源確保が最優先事項といえよう。ただし、直接的な受益者負担も一方で考える必要がある。すべてを税で賄うことは受益者のモラルハザードを生み出しかねず、効率的なプログラム運営ができない可能性は高い。したがって、労働者側と経営者側からの共同出資形態を基礎とすべきであるとする。それにより財政負担を緩和し、労使双方の意見を取り入れたプログラム構築と運営が可能とする。

(4)現行の解雇規制を緩めることでフレキシキュリティ社会の特徴である柔軟な労働市場を目指すこととなる。無論、それに対する抵抗感は、若者の間でも根強い。むしろ、近年の経済危機を受け、より安定した就業を志向する傾向は若者の間に強く出てきている。しかし、経済社会状況の変化に対応する必要が喫緊の課題と考える我々の視点からは、新たな状況に就業面に対応できるより柔軟な労働市場が、日本社会においても望まれるものとする。一つの職場における就業過程で長年培った技能や経験が、効果的な成果を上げることができるならば、固定的な労働市場が望ましい。しかし、日本を取り巻く環境がそれを許さなくなりつつある。したがって、柔軟な労働市場を受け入れる必要があるとする。

しかし(5)で示したように、労働市場を急速に柔軟化するだけでは失業者を増やすのみである。政策の実行順位として、ベーシック・エデュケーションを実現し、その上で柔軟化する必要がある。したがって当初は現行の労働市場法制とベーシック・エデュケーションが併存する時間がある。その間に、柔軟化した労働市場の制度設計を政府が周知し、労使双方の合意形成を行っていくことで、実現は可能とする。

最後に(6)に示したように、本稿での提案は就業対策と同時に教育政策でもある。これを効率的に実行するためには、文部科学省と厚生労働省の関係部局の横断的な協力体制が重要となる。従来、縦割り行政と擲揄されてきたわが国の省庁体制の視点に立てば、行政面で難しい問題がある。しかし、政治主導での政策立案を実行することにより横断的な政策決定も可能であろうし、実行していかなければならない課題である。

今後の日本を取り巻く経済社会の構造変化、特にグローバル化と ICT 化に対応するために

■ 第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

は、雇用形態も変化せざるをえない状況にある。しかし、単に柔軟化するように労働市場を制度設計したのでは、社会的排除状態に陥るリスクを社会的に高めるだけである。それを防ぎながらも、労働市場を柔軟化するためには、ベーシック・エデュケーションを社会的に定着させ、雇用において効果のある枠組みをできるだけ早期に構築しなければ、労働者の雇用環境が悪化するだけでなく、国際競争にさらされる企業にとっても質の高い労働者を雇用するのが難しく、かえって相対的に生産コストを高める結果となり、競争力を弱体化させる。日本社会の活力と安定性を回復させるには、提言したような社会制度を導入する必要があるものと考えられる。

ただし、本研究の残された課題として、1) わが国での専門学校および職業訓練校の実態調査、2) アクセスコースのカリキュラムの具体的な内容の検討、3) 生涯教育としてのキャリア教育の具体的な内容の検討などがある。それらに関しては今後の研究課題としたい。

参考文献

- 阿部正浩(2008)「非正規社員の構造変化とその政策対応」、『就職氷河期世代のきわどさ』、NIRA 研究報告書。
- Barnes, M. (2005) *Social Exclusion in Great Britain : An empirical investigation and comparison with the EU*, Aldershot : Ashgate.
- Bhalla, A.S. and Lapeyre, F. (2004) (福原宏幸・中村健吾監訳 昭和堂、2005年)。『グローバル化と社会的排除』
- Bradshaw, J., Kemp, P, Baldwin, S. and Rowe, A. (2004) *The Drivers of Social Exclusion : a review of the literature for the Social Exclusion Unit in the Breaking the Cycle Series*, London : SEU/ODPM.
- Bredgaard, T. (2006) “Opportunities and challenges for flexicurity—The Danish example” *European Review of Labour and Research*, Vol. 12, No. 1, 61-82.
- Burchardt T. (2006) “Foundations for measuring equality : A discussion paper for the Equalities Review”, CASE/111, Centre for Analysis of Social Exclusion, London School of Economics.
- Deci, E.L. (1975) *Intrinsic Motivation*, Plenum Press (安藤延男、石田梅男訳『内発的動機づけ』、誠心書房、1980年)。
- European Expert Group on Flexicurity (2007) *Flexicurity Pathways*, <http://ec.europa.eu/social/>. アクセス日 2009年10月29日。
- Field, J., *Lifelong Learning and the New Educational Order*, Staffordshire : Trentham Books Limited (2002) (フィールド, J. 矢野裕俊・埋橋孝文・赤尾勝己・伊藤知子訳『生涯学習と新しい教育体制』学文社、2004年)。
- Goble, F. (1970) *The Third Force : The Psychology of Abraham Maslow*, Grossman Publishers (小口忠彦監訳「マズローの心理学」、産業能率短期大学出版部、1972年)。
- 橋本努 (2009) 「ベーシック・インカム論」生活経済政策、No. 154、pp. 27-30。
- Howarth, C., Kenway, P. and Palmer, G. (2001) *Responsibility for All : A national strategy for social inclusion*, London : NPI/The Fabian Society.
- 今井貴子 (2005) 「雇用と労働のポリティクス」、山口二郎・宮本太郎・小川有美編『市民社会民主主義への挑戦—ポスト『第三の道』のヨーロッパ政治』、日本経済評論社、pp. 109-135。
- 伊藤元重 (2008)、「グローバル経済と格差問題」、伊藤元重編『リーディングス 格差を考える』、日本経済新聞出版社。

4. 日本版フレキシキュリティ社会は可能なのか？

- 駒村康平 (2007) 「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」日本労働研究雑誌 No. 563、pp. 48-60。
- Lassen M., J.H. Sørensen, A.L. Jørgensen, R. Møberg (2006) “Skill Needs and the Institutional Framework Conditions for Enterprise-Sponsored CVT-The Case of Denmark” Discussion Paper No. 2006-121, Aalborg University, Centre for Labour Market Research.
- Levitas, R., Pantazis, C., Fahmy, E., Gordon, D., Lloyd, E. and Patsios, D. (2007) *The Multi-dimensional Analysis of Social Exclusion*, Department of Sociology and School for Social Policy, Townsend Centre for the International Study of Poverty, and Bristol Institute for Public Affairs, University of Bristol.
- Per Kongshøj Madsen (2006) “How Can It Possibly Fly? The Paradox of a Dynamic Labour Market In a Scandinavian Welfare State,” Centre for Labour Market Research (CARMA) Research Paper No. 2, University of Aalborg.
- Maslow, A. (1970) *Motivation and Personality*, 2nd ed., New York, Harper & Row (小口忠彦監訳 [改訂新版] 『人間性の心理学 モチベーションとパーソナリティ』、東京：産業能率大学出版部)。
- Miliband, D. (2006) *Social Exclusion : the next steps forward*, London : ODPM.
- 宮寺晃夫 (2006) 『教育の分配論—公正な能力開発とは何か』勁草書房。
- 宮本太郎 (2005) 「『第三の道』以降の福祉政治—社会的包摂をめぐる三つの対立軸」、山口二郎・宮本太郎・小川有美編 『市民社会民主主義への挑戦—ポスト『第三の道』のヨーロッパ政治』、日本経済評論社、pp. 81-107。
- 宮本太郎 (2004) 「社会的包摂への三つのアプローチ—福祉国家と所得保障の再編」『月刊自治研』2月号、pp. 20-29。
- Muffels, R. and R. Luijkx (2008) “Labour market mobility and employment security of male employees in Europe : ‘trade-off’ or ‘flexicurity?’” *Work Employment Society*, vol. 22, pp. 221-242.
- OECD (2001) *The Well-being of Nations : the role of human and social capital*, Paris : OECD.
- OECD (2005) *Society at a Glance : Social Indicators 2005 Edition*, Paris : OECD (OECD 編著 高木郁朗監訳 麻生裕子訳『図表でみる世界の社会問題：OECD 社会政策指標 貧困・不平等・社会的排除の国際比較』、明石書店、2006年)。
- Oppenheim, C. (1998) *An inclusive society : Strategies for tackling poverty*, London : IPPR.
- The Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) (2009) *Access to HE Data Trends Survey-Final report*, www.accessstohe.ac.uk アクセス日 2009年7月18日。
- Room, G. (ed.) (1995) *Beyond the threshold : the measurement and analysis of social exclusion*, Bristol : the Policy Press.
- 坂井澄雄 (2007) 「フレキシキュリティ—デンマークの積極的労働市場政策」、『ビジネスレーバートレンド』、7月号。
- Sen, A. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford : Oxford University Press (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討—潜在能力と自由』、岩波書店、1999年)。
- Silver, Hilary, and Frank Wilkinson (1995) *Policies to Combat Social Exclusion : A French-British Comparison. In Social Exclusion : Rhetoric, Reality, Responses*, edited by Gerry Rodgers, Charles Gore, and Jose Figueiredo. Geneva : International Institute for Labour Studies.
- 嶋内健 (2008) 「デンマークにおけるアクティベーション政策の現状と課題」、『立命館産業社会論集』、

■ 第4章 フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

第44巻第2号。

Social Exclusion Task Force, Cabinet Office (Jun. 2007) *Reaching Out : Think Family – Analysis and themes from the Families At Risk Review*, Social Exclusion Task Force, Cabinet Office.

Social Exclusion Task Force, Cabinet Office (Sep. 2006) *Reaching Out : An Action Plan on Social Exclusion*, Social Exclusion Task Force, Cabinet Office.

Social Exclusion Task Force, Cabinet Office (2007) Context for Social exclusion work, http://www.cabinetoffice.gov.uk/social_exclusion_task_force/context_ アクセス日 2007年11月10日

Social Exclusion Unit (Feb. 2003) *Transport and Social Exclusion*, Social Exclusion Unit, Cabinet Office.

Sullivan, A. (2001), “Cultural Capital and Educational Attainment”, *Sociology* Vol. 35, No. 4, pp. 893-912.

The Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) (2009) *Access to HE statistics summary* (2007-08), <http://www.accesstohe.ac.uk/partners/statistics/2009/QAAreport09.pdf> アクセス日 2009年12月27日。

辻明子 (2009) 「社会設計としての労働移動を考えるーデンマークを事例に」 NIRA 研究報告書「終身雇用という幻想を捨てよー産業構造変化に合った雇用システムに転換をー」 pp. 75-96。

Van Parijs, P. (1995) *Real Freedom for All-What (if anything) Can Justify Capitalism ?* Oxford University Press. (後藤玲子、斉藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学』勁草書房、2009年)。

若森章孝 (2009) 「フレキシキュリティ論争とデンマーク・モデル」 関西大学経済論集第59巻第1号、pp. 21-40。

Young, I. (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford: Oxford University Press.

柳沢房子 (2009) 「フレキシキュリティーEU社会政策の現在ー」『レファレンス』5月号、pp. 80-103。

〈執筆略歴〉

高屋 定美 (たかや さだよし)

関西大学商学部教授 博士 (経済学) 神戸大学

専門は、国際金融論、EU経済論、国際マクロ経済学。

1991年 神戸大学大学院経済学研究科博士課程後期課程単位取得退学。

1991年 近畿大学商経学部専任講師、94年同学部助教授、2001年同学部教授。

2004年より現職。

1998年 博士 (経済学) 神戸大学。

著書に『EU通貨統合とマクロ経済政策』(ミネルヴァ書房、2009年)、
『ユーロと国際金融の経済分析』(関西大学出版部、2009年)。また編著
に『EU経済論』(ミネルヴァ書房、2010年)、*Information Technology
and Economic Development* (Idea Group Reference, Hershey, PA &
New York, 2007), *Global Information Technology And Competitive
Financial Alliances* (Idea Group Pub, Hershey, PA & New York,
2005) 等がある。

西尾亜希子 (にしお あきこ)

武庫川女子大学共通教育部講師 PhD, ロンドン大学

専門は教育社会学、高等教育論、ジェンダー論。

2001年 ロンドン大学教育研究院教育学研究科博士課程後期課程修了。

2001年より大阪女学院短期大学、同志社大学等で非常勤講師。

2009年より現職。

論文に「女子の大学進学に伴う諸効果に関する考察—広義の人的資本論
によるアプローチ」(武庫川女子大学教育研究所 研究レポート40号,
PP. 59-81, 2010年)、および “Gender Issues in the Globalization of
Higher Education: A Study of the Impact of the Prime Minister’s
Initiative in the UK” (Research Institute for Higher Education (ed.)
*Gender Inequity in Academic Profession and Higher Education
Access: Japan, the United Kingdom, and the United States*, Vol. 22,
pp. 117-132, Hiroshima University, 2006) 等がある。また共著に *Infor-
mation Technology and Economic Development* (Idea Group Refer-
ence, Hershey, PA & New York, 2007) 等がある。

社会的排除と高等教育政策に関する国際比較研究
～高等教育の経済効果の視点から～

2010年9月

発行 ■ 財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17
ラウンドクロス新宿5階
TEL：03-5333-5126
FAX：03-5351-0421

印刷 ■ 株式会社プライムステーション

全労済協会「公募研究シリーズ」既刊報告誌

(所属・役職は発行当時です。)

① 『若手中堅世代から見た技能・ノウハウ継承上の問題点とその対策』2007年6月

神奈川大学経済学部助教授 小川 浩

- 団塊世代の大量退職によって、職場の若手中堅世代にどのような影響があるのか？ 団塊世代からの技能やノウハウの継承の問題点と、これに関連する若手中堅世代の仕事への意欲、経験や知識に対する正当な評価、人事評価の信頼感等について分析し、効果的に技能等を継承していくための人事管理のあり方などを提言する。

② 『田舎暮らしの実現のための社会システムに関する研究 ～地域コミュニティの再編の方向』2007年7月

県立広島大学経営情報学部教授 小見 志郎

- 団塊の世代を中心に田舎暮らしへの願望が強いが、田舎における医療・交通などの社会システムに不安を抱いているため躊躇している様子が伺われる。田舎暮らしの実現のためには社会基盤を整備するとともに、自治振興会やまちづくりNPOなどの「地域協働組織」が田舎暮らしのコーディネーターとしての役割を發揮することが重要であることを提言する。

③ 『地域経済社会の活性化に及ぼす文化活動の効果とその方策に関する研究』2007年9月

東京藝術大学音楽学部教授 枝川 明敬

- 地域における文化活動は、地域経済社会にどのように貢献しているのか？ 文化活動が地域経済社会に与える影響と地域の発展に果たす役割について、国内と海外の地域文化活動支援政策、地域の文化活動の事例を通して検証する。文化面から見た地域経済社会の活性化を探り、個性的な地域づくりや発展のための新たな地域政策について提言する。

④ 『地域リーダー像に関する研究 ～地域コミュニティの再構築を担う人材育成のために』2007年9月

(財)連合総合生活開発研究所研究員 麻生 裕子、後藤 嘉代、会田 麻里子

- 地域に住む人々の生活の質を支える地域コミュニティを形成するうえで、主導的な役割を果たす地域リーダーの存在に焦点をあてる。地域で活躍するリーダーたちへのヒアリング調査から、リーダーの特徴と必要とされる資質を明らかにするとともに、リーダーを生み出す社会的環境・制度、リーダー育成の方策などを提言する。

⑤ 『勤労女性の生活と介護の両立支援に関する研究 ～地域コミュニティ機能促進を目指して』2008年7月

筑波大学大学院准教授 橋爪 祐美

- 就労と家事・介護を両立させようとする勤労女性は、家族や周囲の期待に応えようとする反面、両立に葛藤し、負担を感じている実態が伺われる。老親を介護する勤労女性が直面する困難とその対処について検証し、生活と介護の両立を支援する地域コミュニティのあり方や在宅介護と施設介護のあり方、支援施策等について検討する。

⑥ 『就業形態の多様化と社会保険の適用状況に関する国際比較』2008年11月

成蹊大学経済学部准教授 丸山 桂

- パート労働者など非正規労働者の社会保険適用状況、未納・未加入状況を諸外国との比較を通じ、同じ問題に諸外国がどのように対応してきたのか国際比較の中から社会保険制度の制度設計などを提言する。また、「被用者年金一元化法案」における非正規労働者の厚生年金適用拡大案の問題点と影響についても検討する。

⑦ 『転職経路が機会の不平等性・所得格差に与える影響』2009年1月

同志社大学大学院社会学研究科 博士後期課程 森山 智彦

- 公共職業安定所はサービスを多様化し、民間の人材紹介企業数も急増するなど、転職環境は急激に変貌を遂げている。転職経路の拡大および選択肢の多様化は、転職者の所得格差や機会の平等にどのような影響を与えているのか？ 企業調査と転職経験者の個人調査を通じて、転職市場に対して転職経路が及ぼす影響、その棲み分けの実態を分析する。

⑧ 『土地・資産をめぐる格差と社会保障及び関連政策（都市・住宅・コミュニティ政策）の展望』2009年3月

千葉大学法経学部教授 広井 良典、准教授 大石 亜希子、千葉大学大学院 加藤 壮一郎

- 格差の議論はフロー所得面に注目して論じられてきたが、親等から引き継ぐ土地などのストック資産面での議論は極めて重要な意味を持つ。全国自治体アンケート調査等により土地・住宅などの現状・政策を分析し、更に国際比較により日本の特徴と課題を浮き彫りにする。そして今後の社会保障政策及び都市・土地・住宅政策等のあり方を提案する。

⑨ 『地域間格差縮小政策の貧困削減効果 ～「賃金構造基本統計調査」による検証～』2009年12月

九州大学大学院経済学研究院講師 浦川 邦夫、同志社大学経済学部教授 橋木 俊昭

- 現在我が国では、経済格差や貧困を削減する効果的な政策の必要性がますます高まっている。しかし、現状の社会保障制度だけでは効果は万全ではなく、地域の雇用環境や教育環境などのマクロ的な要因が地域間格差に影響を及ぼしていると考えられる。地域間の賃金所得格差を検証し、格差縮小政策の貧困削減効果をシミュレーション分析により検討する。

⑩ 『NPOにおける若者の就労支援に関する調査研究 「生きる価値の再構築」

～NPOで働く若者からはじまる市民社会の創造～』2010年2月

認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局長 加藤 志保、事務局次長 林 大介

- 社会的な閉塞感のなかで、NPOの活動により課題に向き合おうとする若者たちがいる。しかし、NPOにおいて若者たちの生活が保障されるだけの雇用・就労の条件が整えられることは並大抵のことではない。雇用・就労の現状と将来への展望についてのヒアリング調査により、次世代の活躍の場としてNPOが展開しうる可能性を提示する。

⑪ 『社会連帯型人材育成モデルの構築に当たって

～日本とフィンランドにおける人材育成システムの社会的役割に関する比較研究～』2010年4月

北海道大学高等教育機能開発総合センター准教授 亀野 淳

- 人材育成における社会的連帯モデルについて、その先進的モデルとしてフィンランドの取組みを検証する。インタビュー調査等により、教育機関、企業、行政、労働組合等の各機関の連携による社会全体での人材育成モデルを明らかにする。そして、企業内教育を中心とした日本の人材育成モデルの今後の方向性・あり方について検討する。

全勞濟協會